

議 事 日 程

平成 2 6 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平 成 2 6 年 3 月 6 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 1 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 7	選挙第 1 号	浜中町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第 8	議案第 1 号	平成 2 5 年度浜中町一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 9	議案第 2 号	平成 2 5 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 0	議案第 3 号	平成 2 5 年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 1	議案第 4 号	平成 2 5 年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 2	議案第 5 号	平成 2 5 年度浜中診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 3	議案第 6 号	平成 2 5 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 4	議案第 7 号	平成 2 5 年度浜中町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○議長（波岡玄智君） 会議の前に私から提案がございます、ご案内のとおり今般浜中町名誉町民道下俊一先生が、3月4日享年89歳をもってご逝去されました。

赤ひげ先生として全国にその名をはせ占め、本町の発展と町民医療の充実に尽くされたご功績に対しまして、生前のお人柄を偲び1分間の黙祷を捧げ弔意を表したいと思いますが、よろしいでしょうか、それではご起立をお願いいたします。

黙祷。

（1分間黙祷）

黙祷を終わります。

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成26年第1回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番中山議員及び7番川村議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から14日までの9日間とし、うち8日・9日を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの9日間とし、うち8日・9日を休会とすることに決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された事件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第1回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について趣旨説明を求めます。

3番鈴木敏文君。

○3番（鈴木敏文君） それでは発議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

この条例は平成25年第4回浜中町議会定例会において、議案第59号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとして、関連する4本の条例と合わせて一括提案のうえ審議され、結果的に討論の末、賛成7人の起立票決により原案可決となりました。

審議の過程におきましては、この条例を改正するに至った基本条例、議案第56号職員の再任用に関する条例において、多くの議論が交わされたところであります。

いうまでもなく職員の再任用に関する条例は、平成26年4月以降に満60歳に達する者の報酬比例分の年金支給が、段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、無年金となるいわゆる空白期間を埋め、雇用と年金の接続を図るという趣旨での提案であり、この提案については何ら異論を唱えるものではありません。

しかし、議案第59号が討論の末7人の議員が賛成と判断した過程においては、管内同じ給与表における2級格付けであるとの執行者側の瑕疵ある答弁が判断材料の一つであったと思われ、正確な答弁をしていたならばあるいは結果が異なることもありうると思えること、また12月議会で示された給与額の妥当性についても十分な審議が尽くされたと思われないことから、今回の提案に至った次第であります。

すなわち、再任用職員の1級から6級の給与表の基本として2級に格付けすること、並びにその金額が先行して再任用条例が可決された釧路管内弟子屈町や厚岸町、またこれから提案を予定する他の町村と同じ額、月額19万3,200円、年間約272万円であるとする説明により他町と同じであるならば、本町の産業団体などの再任用例、年間おおむね200万円から230万円程度と金額においての差が生じても致し方ないと判断したことによる結果であるように思われるからであります。

さらに給与表が他町村と違うことが明らかになった後もその説明がなされず、他町村より1ランク高く設定する明確な理由も示されておりません。

また、職員の再任用に関する規則第5条第4項では責任の度合い、職務の困難性に応じて格付けすることができる」と規定され、該当する職員においては上級格付けできるとなっており、あえて給与表を高く設定する根拠は無いと考えられます。

本町の臨時職員の給与は官制ワーキングプア、いわゆる働く貧困層をつくらないとする大義のもと、他の町村よりも高めに設けられており、とても素晴らしいことだと思

ます。しかしながらこのたびの再任用職員の場合は、この大義には当てはまらないものと考えます。このことは本町と比較しても財政力において優位な町村でさえ、本町よりも年間約50万円少ない給料、月額約16万円、年額約225万円であること、また管内自治体よりも有利な条件で定年退職者を再任用することは、少なくとも若者の職場が限定的で職を求めて町外へ流出している現状や、各産業における個人事業者のいわゆる日給月給的な収入環境を考えあわせたとき、多くの町民は当然納得できる内容であるとは思えない訳であります。

私たち議会議員は町民の声を町政に反映させるという付託に答える義務があります。

特に議決事項に関しては町民に対する説明責任を伴うもので、最小の経費で最大の効果を上げるべく議案審議するべきものであります。

そこで改正の内容であります。この条例の給与表において基準となった国家公務員行政職俸給表1の2級から7級を本町の給与表1級から6級に置き換えるのではなく、別表のとおり管内と同一の再任用職員給与表、1級から6級にそのまま改めようとするものであります。

また施行期日につきましては、本条例附則で平成26年4月1日から施行するとしております。

ここに地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提案いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 若干お尋ねさせていただきたいと思います。

本条例は、今趣旨説明にありましたとおり12月定例会で議論されながら、討論を終えて採決されたというふうに認識しております。

そのうえで今回新たに改正案が提出されたわけですけれども、同僚議員からの発議であり、重く受け止めたいと思いますがしかしながら、議案第59号において慎重に審議、質疑、討論がされて議決された内容であり、そのことも我々は議会人として重く受け止めなければならぬというふうに認識しているところでございます。

趣旨説明の初めにあります、いわゆる釧路管内他町村との比較についてですね、答弁者側から事実と異なるような答弁内容があったということでもありますから、私も繰り返し当時の議事録を読ませていただきまして、この点については趣旨説明のとおり私も答

弁に誤りがあるというふうに認識しております。

それを受けて先般全員協議会において、その内容について問いただした経過がありまして、そのうえで答弁者側からそれぞれ縷々説明があったかこのように思います。

私が受け止めた内容は、当時そういうものという認識があったということの説明だったと私は理解をしてありますが、正確にはその認識と食い違いがあったというような内容だったかなとこのように思っております。

そういう意味では、私もこの答弁につきましては慎重を期して今後答弁されることを願うとともに、その事実が判明した時には速やかに対応を取るべきだなとこのように、私もこの点については思います。

次に趣旨説明の2つ目にあります給与額の妥当性について、十分な審議が尽くされていないというような文言がありますけれども、私はそれぞれの議員がこの原案につきまして質疑討論して採決した過程において、審議が尽くされていないということにはならないかなと思います。

なぜならば質問回数を残しながら、質疑終結に賛同した中で採決に行っているという点について提案者はどのように考えるのか、まずこの点と議案第59号において採決に臨んだ、そして賛成に立った側の議員の立場で考えるならば、当然管内の給与表というのは一つの参考として採決の判断に使ったかもしれませんが、総体的な判断のもとに採決に加わったというふうに理解するとするならば、このことを再度議案として提出して審議するというのは、私はいかななものかなというふうに思いますから、まずそのへんについてどうなのかということをお答えいただければなと思います。

まずその点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） 提案者の一人としてお答えしたいと思います。

まず給与額の妥当性について十分審議がされたと、質問回数を残しながら審議が終わったということで審議は尽くされたというご指摘かなと思いますけれども、私は12月議会で提案された再任用職員の給与額の妥当性につきまして、我々が判断する材料としましては、4点ほど考えられると思います。

まず1点目は国家公務員の例、これをまず参考にしなければならないだろう、2点目には他の町村の例、この国公等の表を用いた他町村の例もある程度参考にしなければならないだろう、そして3点目、町内民間の再任用実態の例、これもある程度加味される

べき内容だと思えます。4点目には現在浜中町で働いておられる臨時、嘱託職員の給与の基準、これらも参考にしなければならないと考えます。

その意味におきまして1点目、3点目、4点目につきましては私もそうですけれども、質疑をいたしましてそれなりの答弁はいただきまして、そして結果、起立票決により原案可決になっております。

しかしながら2番目の他町村との例、これを全く参考にする必要はないというふうに僕は考えないわけでありまして、これに関して管内同じ給与表で同じ格付けであるという答弁により、この件につきましてはそれ以上の議論がなされませんでした。

この点におきまして審議の内容としてはまだ不十分であったかなと思えます。

これが明らかになっていたら、そして他の町村より1ランク高く設定する明確の理由が示されていたならば、さらに議論は深まったものと考えられるものであります。

以上であります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今お答えをいただいたんですけれども、基本的に考え方が違うわけですから、このことについて再度の議論は避けたいと思うのですけれども、私は議会での採決というのは非常に重たいものだというふうに理解をしています。

そういうことでは、今提案された4人の方々というのは、いずれも議案第59号で反対の立場に回った方々であります。

提案にあたって、その時の採決において賛成に回った議員の方々が、いや、そういうことであれば違ったんだというような、捉え方のもとに提案の方に加わっているということであれば説得力ある提案かなと思えますけれども、いずれも当時賛成、反対に回った方々の提案者のメンバーであることからすれば、私は同じ議案の審議を再度するということにはいかなものかというふうに考えるのですね。

今言われたように審議がつくされていない中に他町村との比較があるということには、それぞれの議員の判断であって、それが必ずしも採決に臨む判断の一つの材料となることは決められたものではないことですから、個々の判断に委ねられるものだと思います。

そういうふうにおいては12月定例会に採決された、議決されたものというのは重く受け止めるべきだと思いますけれども、その点についてはいかがですか。最後にこれだけ伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 私は提案者の一人として今のご質問に対してお答えをしたいと思えます。

確かに議会での採決、これについては重いというふうに感じております。

そのうえで提案したというのは、先ほど来申し上げておりますように管内統一だという部分、それと管内のほとんどの町村が国家公務員の俸給表一表を用いているということ、こういうことからしてですね、その俸給表を使うことに対して特に今回私どもの提案した内容については、それで行っても問題はないというふうに私は感じるわけでありませぬ。

それで先ほどらい反対した今回提案者になったという話でありますけれども、私ども先ほど言ったように、管内統一という部分が非常に重たいものだというふうに思っておりますから、そういった部分でかみ合わない部分もあるかもしれませんが、まずもとに戻してそのうえで提案、趣旨説明でもありますように規則の第5条第4項で格付けを上げることも可能なわけですから、そういうことも今回提案の趣旨説明の中に触れております。

そういった意味で、そのへんを理解していただくために町民に対する説明責任をきちんと果たす、こういった意味で今回再度当時賛成された議員に対して理解を求めるという意味で提案した次第でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 質問者から、給与金額にかかわることは議員それぞれの判断によって可決したんだといったようなことに対する考え方があって、そのことに対してどのように思えますか。

議員個々の判断によって可決をしたんだ、そのことに対してどう思えますかという質問がありましたので、このことに対してどう思われるか、お答え願います。

田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 私も確かに前回議決されたことは重いものと受け止めております。

しかしながら我々議会人として、この場で提案されました内容につきまして、徹底審議がされたのちに、すべての質問に対する明確な答弁の後に、議決された内容であれば、それはとてもこういう再提案という形は到底考えられませぬ。

しかしながら先ほどらい申し上げますように、審議の過程において判断材料の一つと

思われる理由につきまして瑕疵があったということでもあります。

でありますから、再度この場で議員各位に判断を願いたいという思いで今回提案した次第でございますので、個々の議員の判断というものは重く受け止めております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論あるということですね。

これから討論の申し出がありましたので、討論を行いたいと思います。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 反対討論がありません。

この場合、賛成討論については趣旨説明において十分その意が尽くされており、したがって賛成討論をまたずに終結できるものとされております。

そしてこの取り扱いについては、議長の判断に委ねられております。

この際、議長として討論の公平を期す観点から、賛成討論を許します。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 私は本発議案について、賛成の立場で討論に参加いたしたいと思っております。

先ほどらい質疑が交わされた中にもございましたが、我々が前回12月議会で提案がありました給与額の妥当性について判断するに当たり、先ほどらい申しあげました4点ほどの加味しなければならない事案があると思っております。

その上において妥当か、妥当でないかの判断がされるべきだと考えております。

そのことにつきましては、先ほどの質疑でもありましたとおりでございまして略させていただきますが、その後先の全員協議会の中で執行者側から説明をいただきました。

その時の説明では3級に格付けした場合、手当を5%加算しなければならなくなるので、そうしなくなかったのが3級格付けを避けたかったという説明がございました。

確かに職員の給与に関する条例の16条の5項にその規定はございます。

ただしこれは正職員、いわゆる定数内職員の場合に適用されるものでありまして、こ

のたびの再任用職員、週4日勤務の定数外職員の場合に、この制度がそのまま適用になるものではないと思われます。あくまでも町理事者側と組合側との協議によって、運用の是非が問われるべきものであると考えます。

さらに仮に適用された場合におきましても、この加算額そのものは数万円、年間3万円程度と考えます。それらの理由からも3級付けを避ける理由が、あのような提案がされた明確な根拠が示されているとは考えられません。

以上のことから、本発議案提案の趣旨に賛同し、本発議案に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから発議案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって発議案第1号は否決されました。

◎日程第7 浜中町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 浜中町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推薦することに決定しました。

さらにお諮りします。

指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には田畑秀子君、熊谷正君、田中政明君、目黒耕次君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長において指名した方を、選挙管理委員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました田畑秀子君、熊谷正君、田中政明君、目黒耕次君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には村元了恵君、山平忠歳君、高橋繁君、梅原昌美君を指名したいと思います。

お諮りします。

ただ今議長において、指名した方を選挙管理委員補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました村元了恵君、山平忠歳君、高橋繁君、梅原昌美君が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員の順序について、お諮りします。

選挙管理委員補充員の順序は、只今議長が示した順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員補充員の順序は、只今議長が示した順序に決定しました。

◎日程第8 議案第1号平成25年度浜中町一般会計補正予算（第7号）

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第1号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第1号平成25年度浜中町一般会計補正予算第7号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末に当たり事業費の確定に伴う減額補正や、備荒資金組合超過納付金、除雪費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費では、備荒資金組合超過納付金1億4,200万円を追加するほか、事業費の確定による執行残及び経常経費の支出見込による減額など、全体で1億2,546万9,000円の追加。3款民生費では、実績見込により、心身障がい者福祉に要する経費92万9,000円、重度心身障がい者医療費助成に要する経費3万1,000円、へき地保育所運営に要する経費21万5,000円をそれぞれ追加し、社会福祉法人浜中福祉会に要する経費404万8,000円、児童手当支給に要する経費335万5,000円、常設保育所運営に要する経費277万2,000円の減額などのほか、後期高齢者医療特別会計繰出金で63万2,000円、介護保険特別会計繰出金で187万6,000円をそれぞれ減額するなど全体で、1,530万6,000円の減額補正。

4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金594万3,000円、国民健康保険特別会計繰出金48万円を追加し、水道事業会計繰出金153万7,000円を減額するほか、衛生センター管理運営に要する経費361万8,000円の減額など、全体で373万1,000円の減額補正。

5款農林水産業費の農業費では農業基盤整備に要する経費で、道営草地整備改良事業負担金及び茶内第三地区一般農道整備事業負担金の確定により656万1,000円を、産業振興資金貸付に要する経費貸付実績により1,101万9,000円を減額するなど、農業費全体で2,173万5,000円の減額補正。

林業費では、有害鳥獣被害対策に要する経費で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業従事

者報償の実績等で372万円を追加するほか、町有林整備事業に要する経費の執行残218万7,000円、その他林業振興に要する経費で未来につなぐ森づくり推進事業補助等の執行残166万4,000円を減額し、林業費全体で13万4,000円の減額。

水産業費では、水産行政に要する経費で、道補助金の確定により地上保管施設冷凍機更新事業補助112万5,000円の追加など108万6,000円を追加。

産業振興資金貸付に要する経費で、貸付実績により210万7,000円を、漁港整備に要する経費で丸山散布物揚場整備工事の契約執行残など361万7,000円を減額するなど、水産業費全体で855万2,000円を減額し、農林水産業費全体の補正額は3,042万1,000円の減額となります。

6款商工費では、商工振興に要する経費で、町地域経済活性化促進奨励補助等の執行残125万5,000円を減額するなど、全体で172万1,000円の減額。

7款土木費の町道維持管理に要する経費の補正は、今後不足が見込まれる除雪業務委託料4,000万円の追加と、町道維持補修工事等の執行残減額で2,896万2,000円を追加するほか、町有建設車両に要する経費365万1,000円、町道整備事業に要する経費541万6,000円、下水道事業特別会計繰出金236万8,000円の減額など、土木費全体で1,493万5,000円の追加。

8款消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、消防救急デジタル無線整備事業の財源振り替え等による負担金3,521万8,000円を減額するほか、災害対策に要する経費で津波避難道監視カメラ設置工事等の執行残690万円を減額するなど、7,432万4,000円の減額補正。

9款教育費につきましては、中学校管理運営に要する経費で、国の平成25年度第1次補正予算を受け実施する霧多布中学校耐震補強工事4,107万3,000円を増額するほか、事業費等の確定による減額と合わせ教育費全体で2,447万9,000円の追加補正となります。

なお、霧多布中学校耐震補強工事につきましては、事業が平成25年度中に完了しないことから、繰越明許費での執行となります。

10款公債費では、地方債償還金利子などで4,084万3,000円の減額。

11款給与費の558万7,000円の減額は実績見込みによるもの。

12款災害復旧費7万9,000円の減額は事業費の確定によるものであります。

以上により、今回の補正額は、743万8,000円の減額となります。

一方歳入につきましては、1款町税は、個人町民税など最終収納見込みにより全体で1,962万1,000円の追加。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、76万4,000円の減額、9款地方特例交付金、226万4,000円の減額はいずれも交付額の確定によるものであり、10款地方交付税の普通交付税2,846万1,000円の追加は、財源として留保していた額2,578万円と追加交付額268万1,000円。

12款分担金及び負担金、546万6,000円の減額。

13款使用料及び手数料431万3,000円の追加は、いずれも実績見込みによるもの。

14款国庫支出金1,423万6,000円の追加は事業費等の確定による交付額の実績見込み分ではありますが、うち1,719万5,000円は、霧多布中学校耐震補強工事に係る補助金であります。

15款道支出金、3万9,000円の追加は、事業費等の確定による交付額の実績見込分、16款財産収入は、立木売却収入687万9,000円の追加など、実績見込みにより全体で603万2,000円の追加。

17款寄附金では、ふるさと納税として20万5,000円の寄附があったことから、19万5,000円を追加計上しております。

18款繰入金では、事業費の確定により人づくり基金繰入金64万円を、育英事業基金繰入金20万円をそれぞれ減額するなど、全体で37万8,000円を減額。

20款諸収入では、資源物売り払い収入380万円、公有建物災害共済金381万2,000円の追加など、いずれも収入見込みにより693万7,000円の追加。

21款町債では、事業費及び同意額の確定などにより7,840万円を減額補正いたしますが、中学校債の2,530万円は歳出でご説明いたしました繰越明許費に充当する特定財源として、平成26年度に繰り越すこととなります。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、65億7,961万6,000円となります。

次に第2表繰越明許費であります。町史編さん事業840万3,000円、霧多布港海岸陸閘改良事業1億800万円、公営住宅整備事業1億1,025万8,000円、霧多布中学校耐震補強事業4,107万3,000円を計上しておりますが、いずれも事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとする

ものであります。

次に、第3表債務負担行為補正であります。漁業近代化資金の利子補給の支払契約につきましては、平成25年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は平成26年度から平成40年度までとし、限度額は203万6,000円にしようとするもの。中小企業特別融資資金の利子補給の支払契約につきましては、中小企業の振興対策として同資金の既貸付分に係る利子補給を実施しようとするもので、期間は平成26年度から平成33年度までとし、限度額は99万5,000円にしようとするものであります。

次に第4表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第1号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） それでは3点ほど質問させていただきます。

まず始めに45ページの社会福祉法人浜中福祉会に要する経費の介護分野緊急雇用創出推進事業委託料であります。これについては歳入の15ページにも同じ額があつて未執行ということでありました。

これの当初予算の計上は、ハイツ野いちごの介護職員2名分の年分というふうに向つておりましたけれども、これが全額未執行になった経緯、特に全額道からの補助金ということ、非常にもったいないというふうにいる訳です。

それで仮に2名分が無理な状況であれば半額、1名分を減額するとか、年度の途中で減額して他の事業の雇用関係に充てるとか、そういうことが考えられなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、63ページの有害鳥獣被害対策に要する経費、これの鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業従事者報酬373万8,000円が追加されておまして、当初と合わせると1,407万4,000円になろうかと思ひます。

当初ではないですね、6月補正ですね。

それで6月補正の当初の時には、エゾシカ捕獲分ということで1,600頭分、カラスということで600羽分ですか、それぞれ予算を見ておりました。

今回実績増ということでありまして、増えた分については全額道から補助金が入ってきておりまして、歳入の17ページにもありますとおりです。それで、この実績増の頭数がいくらになったのか逆算すると584頭が増えた。この追加分が6,400円で割りますと、そのくらいの額になる訳ですけども、そういう考え方でいいのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それと73ページであります。町道除雪業務委託料、4,000万円を追加されました8,000万円になる訳であります。

町長から行政報告の中でお話がありましたとおり、2月16日から18日にかけての暴風雪、これによりまして恵茶人地区住民が道道の関係で除雪が行われなくて、孤立状態になったとこういう報道がされまして、町長からは町が建設管理部との連携がとれてなくて、今後こういうことの無いように対応したいという説明がありましたけれども、もう少し詳しくその経緯をお知らせいただきたいと思うのと、除雪作業については災害という位置づけが本来ある訳であります。

それで除雪作業は建設課、災害の情報関係については防災対策室になるのかなと思うのですけれども、その辺の相互の連携と申しますか、それがきちんと仕分けされているのかどうか。

これはとっても大事なことだと思いますので、その辺もご説明いただきたいと思えますし、さらに災害避難場所に指定されているアゼチ岬の駐車場に至る水取場道路ですか、それが一車線しか確保されていない、あわせて駐車場も除雪されていないという話が住民から聞かされております。

これについては事実であれば、万が一の時に対応ができなくなるということもありますので、今後の対応についてどのようにされるのか、考えがあればお知らせいただきたいと思えます、以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 1点目のご質問の介護分野緊急雇用創出推進事業の内容についてご説明を申し上げます。

この事業につきましては先ほど議員おっしゃいましたように、道からの補助金をいた

だきながら特別養護老人ホームのハイツ野いちごさんに、委託をお願いしたいということで事業を進めてまいりました。

それで野いちごさんのほうで何度か募集をしていただきましたが、来ていただける方がいなかったということで未執行となったものですが、この事業の補助金の縛りとして3月までの募集、前年度の3月までの募集で雇用した方には対象となりません。

4月以降に新たに募集を出して雇用された方がいたら、補助金の対象になるということでお願いをしておりました。

年度途中でも、他の事業に該当というか利用について検討できなかったのかというご質問でありますけれども、先ほど申しましたように4月以降の募集ということで、ほかの事業所でも3月の募集で雇用された方はいたんですけれども、4月以降欠員が出て募集ということがありませんでしたので、この事業の該当になるものがなかったということで、ほかの事業への利用もできなかったということで未執行となったものであります。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 63ページの鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業従事者報酬の関係についてでありますけれども、この部分につきましては当初6月補正対応で1,600頭の今年の捕獲実績としまして、全体頭数としてエゾシカが2,192頭の捕獲実績となりました。

それで、先ほど議員のほうから584頭ということでありましたけれども、これを差し引きますと592頭で、合わせて内訳としましたら378万8,000円分になります。

それでもう一つはカラスの捕獲分ですけれども、こちらについては6月補正時600羽ということで見込んでおりましたが、実績としましては278羽という実績になりました。全体で1羽当たり160円なんですけど、全体で5万円の減という形になりましたので、増分減分差引になりまして、全体として373万8,000円の追加補正という形になっております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） このたびの新聞報道について詳細をご説明申し上げます。

道道におきましては別海厚岸線、上風連大別線、円朱別原野茶内線、貫人姉別原野線それぞれが16日17時から。根室浜中釧路線が16日19時から、それぞれ一部通行

止めとなっております。開錠日時は別海厚岸線が19日10時、根室浜中釧路線が同日14時、上風連大別線、円朱別原野茶内線が20日10時、最後に貫人姉別原野線が21日正午という現状でございました。

この道道の通行止めの情報といたしましては、16日16時15分防災行政無線により通行止め、大雪の注意喚起を全町放送しております。これ以降、19日午後の一部道道通行止め解除の放送までの間、道道通行止め道路の状況など、住民周知を行っていませんでした。このことにより皆様に不安を与えてしまったことは、大変心苦しいことだと心からお詫びを申し上げる次第であります。

今後といたしましては、このような大雪、地吹雪等については国道、道道の管理者と連携を図り、情報を共有化し迅速に各自治会、町内会の皆様にお知らせしたいと考えてございます。道道の通行止めの関係は以上でございます。

恵茶人の関係は根室浜中釧路線の一部通行止めになった経緯によるものでございます。それと、アゼチ岬の駐車場の関係でございます。アゼチ岬に行くまでの通路が一部吹きだまるところがございます。その関係で当初一車線かろうじて通れるような形では吹雪の中も確保してございます。その中で駐車場の方はかなり吹き飛んでいまして、それほど利用に支障になってなかったと聞いております。ただ一車線でしたので、その後拡幅して二車線を確保する形を取ってございます。道路の通行止めに関しては、建設課より防災行政無線によりお知らせしております。この度のお知らせに関しては、建設課という形でございます。

ただ災害の面も当然ございまして、その辺は防災係と連携しながら、対応していきたいとそのように考えてございます、以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） それぞれお答えをいただきました。

まず福祉保健課長からの答弁でありまして、募集はずっとしてきたと、ずっとしてきたけれども応募者がいなかったのが結果的には落ちることに、予算を減額することになったという話ですね。

例えば12月頃までですね、募集をずっとかけていて今の予算の中で行きますと、仮に1月から3月までの募集で12月に申し込みがあったとしても、予算が相当余る訳ですよね。そういうことが事前に見込まれる訳で、その辺はどうお考えでしょうか。縛りがあるというのは介護職員でなければ雇用できないという縛りがあるのは承知ですけ

れども、その辺の考え方を再度教えてください。努力されたということは認めています。

それと63ページの部分については実績がはっきりわかりましたので了解しました。

それから73ページの町道除雪に絡んでの答弁をいただきました。経過についても十分承知をいたしました。私が心配していたのは、昔から吹雪だとかそういうふうになってくると災害が伴う、災害になるということもありますので、防災対策と建設課サイドと常に連携を取って住み分けをきちんとすると。こういう場合については防災対策係が対応するよと、通常の場合は建設課が対応しますよということの住み分けがきちんとされていけば、それでいいと思うのですけれども、たまたま今回については、道道の交通止めについては建設課で対応すると、これについては今後も変わらないという考え方でよろしいでしょうか。

その点だけ確認させていただきたいし、今後、住民周知については防災無線等できちんと周知をしていただきたいと思います。考えがあればお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 議員おっしゃられたように私たちも同じことを考えまして、年度途中で道の補助担当者にご相談をいたしました。

そうしましたら一度上げていただいたものですので、是非最後まで予算持っていたいで、最後まで募集を続けてほしいといわれまして、その助言によりまして募集をずっとお願いして、厚岸町でありますとか、別海町でありますとか近隣の町村にも募集を出していただきました。

それでも来ていただける方がいなかったということで、未執行になりましたということでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員おっしゃられたとおり、このたびの暴風雪に関しましては、平時は建設課により通行止めは防災行政無線で流すという形の措置でありました。

こういう形で災害状況となった場合、ただ単純に通行止めは建設課というのではなく、防災係ともう一度点検してどのような形にしたらベストなのかということをお話し合って、より良い方向に持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 次の質疑者、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後11時59分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第2号の質疑を続けます。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点質問したいと思います。

まず1点目ですけど、47ページの福祉関係のところではホームヘルプサービス事業所にかかわって、ホームヘルパー賃金82万2,000円減というところで、説明をお願いしたいと思います。この当初予算の額が1,048万3,000円、減額がちょうどぴったり一割減の104万円。そのうちホームヘルパーさんの賃金が82万2,000円引かれています。

それで、ここのホームヘルパーさんというのは、浜中町で嘱託として抱えているホームヘルパーさんではないのかなと思うのですが、何人おられて、そのヘルパーさんが抱えている老人ですね何件といいますか、ひと月にあるいは一週間に何人のところを回って歩いてやられている、どういう状況でやられているのか。賃金についてはどういう待遇で賃金が支払われているか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、ページ数は教育関係で小学校、小学校費79ページ、管理運営に要する経費の件で、今回ここのページには載っていないのですけれど、12月議会の議員協会の折に説明された件で、霧多布小学校の屋内体育館の雨漏りをしたという、検定も終わってから雨漏りをしたということで、責任の所在はどこに有るのかというようなことも説明もされて、調査設計者、それから業者ですね建設業者、ここのところに責任があるような説明を私たちは受けました。

浜中町の税金で持ち出して払うんじゃないからいいかなと、その時は思っていたのですが、ちょっと引がかかることがありまして、調査設計には出てきた設計書に対して浜中町が審査をしてOKと。それから、建設が終わって検定というのがありますよね。検定した結果OKというのがありますよね。それで事業は終了した訳であります。

そういう中で、こういう雨漏りがするこういう事態になった時に、本当の責任の所在はどこになったのかということが私は知りたいと思います。

それで結末、どことどこがこの工事に携わって、いくら、どういう形でお金を支払ったのかということの説明していただきたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ホームヘルパー賃金の減額についてご質問にお答えいたします。

このたびの減額の内容につきましては、ホームヘルパーが1名病気療養のために1.5か月仕事に就くことができませんでした。その分の約2ヵ月分、手当も含めまして約22万5,000円、約2ヵ月分と通勤手当が1.5ヵ月分、それと利用者が増えた際に土日勤務になることもありますので、その分で予算を計上しておりました40万円分利用者が減ったために、土日の利用がなかったということで代休を取りましたので、その分40万1,000円が減額となっております。

どのような形態で賃金を払っているかということでありますけれども、2名が月額22万5,520円、1名が18万1,960円の月額での賃金となっております。利用者についてですけれども、その月によって変動はありますけれども、現在10名の方に対してのホームヘルプサービスを行っております。10名の方がそれぞれ週に1回とか週に2回とかというふうに訪問をしておりますので、1日4～5件現在入っていて、それが週5日で、土曜日に入っている方もいらっしゃいますので、その1ヵ月分ということになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員の小学校管理運営にかかわる補修工事の内容等々について、資料を持ち合わせていないということで暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時 7分）

（再開 午後 1時17分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 2点目の質問にお答えをいたします。

霧多布小学校の屋内体育館雨漏りにつきましては、議員皆様に雨漏り等の経過および対策等につきましては、12月の段階でご説明を申し上げましたけれども、教育委員会として現状をお話いたします。

あのあと業者の施工により、現状では雨漏りは終息をしております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 私のほうから契約の関係についてお話をさせていただきます

す。

霧多布小学校屋内運動場改築工事につきましては、平成23年に調査設計を実施しております。これを受けまして平成24年度に繰り越し事業として24年の4月に地元、釧路を中心とした指名選考委員会に基づいて、指名されました業者によって入札を執り行っているところであります。結果といたしまして、霧多布小学校屋内運動場改築工事の建築主体といたしましては、赤石・葵建設共同企業体が2億6,809万6,500円で落札をしております。これをもって契約をしております。

また電気工事といたしまして、サンエス・矢原経常建設企業体が3,955万3,500円で落札契約をしております。

また機械設備工事といたしまして、三建設備工業株式会社が2,236万5,000円をもって落札契約をしております。いずれも入札は24年の4月10日、それぞれ所定の手続きを取りまして25年の3月5日に検定を終えたところであります。

またこれにともない施工監理といたしまして、株式会社齊藤譲一設計事務所と管理委託契約を結んでおりまして、金額につきましては318万9,900円、これも24年の4月10日に入札をして3月22日竣工しているところであります。契約と工事関係に伴う契約金額、支払金額については以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 補修工事ですけれども、設計会社が3分の1、工事を請け負った赤石・葵建設共同企業体が3分の2という形で実施しております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点質問に対して、明快に答えていただきましたが、若干再度質問させていただきます。

午前中の7番議員の質問にもありましたが、ホームヘルパーさんを募集してもなかなか集まらないという、そういうことで説明がありまして、本当にホームヘルパーさんというのは大変だと思います。中身を聞きましたら、現在ヘルパーをやっている、町が抱えている人方の賃金は、私はとてもいい賃金だと思います。だから町として抱えている人方は、安心して自分の仕事に専念できるかなと思うんです。

私は82万円が減になっているので、賃金安くて辞めた人でもいるのかなと早とちりしてそういう質問をしてしまいました。ここの質問はここで止めておきます。

小学校建設にかかわっての質問についてですが、今日の議会で質問するとはよもや思

っていなかったなと思うんですが、私にしてみれば25年度に施工したことでもありましたので、資料は揃えて待っているかなとそんな気持ちでおりましたが、外れてしまいました。

それでこの件について3分の1が設計業者、その3分の2は施工業者ということで分けたということです。私は責任の一端は浜中町にもあるのではないかという考えに、その後なっています。というのは設計についても審査しこれでよしとOKを浜中町が出しましたね。それから検定も工事が完了してから浜中町がOKを出しました。

ということからすれば私はそのミスについて、浜中町としても指摘をするとそういう責任はあるのではないかということからこういう質問になったんですね。

そのひらきといいますか、浜中町はそうでないんだと。設計業者と施工業者この方々に100%責任とってもらおうということでもいいんだという、そういう結論に達したのかどうか、その辺のところを説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただ今のご質問でございますけれども、事実雨漏りが判明してから当然、発注者側の町と施工業者、及び設計監理者と十分な原因の究明について協議調査をしてきたところであります。

結果として明らかに、例えばここに穴が開いているからここから漏っているよ、というように特定できる原因には至りませんでした。

この間設計者並びに業者、町も入ってございますけれども、いろいろな角度から協議をさせていただいた中、そういう矢先に施工業者のほうから今回、こういう形で発注者にご迷惑をかけた、ひいては小学校という学校の施設から子供たちにも多大なご迷惑をかけていると、一刻も早く雨漏りを解消して十分に使えるようにしなければならない、そんなことから請け負いました業者さん、あるいは設計会社さんと協議をして、日にちは忘れましたが、町長のほうにこういう形で今回の雨漏りに対する補修をさせていただきたいと、そういう申し出があったというふうに私は記憶してございます。

それを町としてお受けをしたと、そのように理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の件についてですが、施工業者のほうから検定前に、こういうことで雨漏りがあるということで申し入れがあったということや、建物が子どもの

事だからと、そういう理由を述べられましたけれども、やはり施工業者は自分ができる限りの努力をしてそれを作ったと。

しかも検定ということで、町がハンコを押してくれたということからすれば、それがまた設計業者の3分の1にも通じていたりするんですけどね、浜中町にはそういうものを検定する資格のある技師といえますか1級建築士とか、そういう人がいるのかいないのか、またそれをその個人に負わせることが難しいものなのかどうか。

それがきちんとできなければ、今のこの制度というのは一考を要するのではないかなと私は思いますが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ご承知のとおりたまたま町の発注工事については、現在総務課の管財係ということで、監督現場とは分業してそういったシステムを作ってきているところであります。検定員につきましては、特に1級建築士がなければできないという規定はございません。本来そういう有資格者が当たればよろしいんでしょうけれども、残念ながらそういう状況になっていないということについてはご理解いただきたいと思えます。

この間、発注元である契約管財課が所在する総務課長が歴年検定官ということで本町の工事検定に携わってきたところであります。

なかなか専門分野でない所もございますけれども、大きな工事につきましては事前に監理監督を委託したり、また検定に当たりますには現場監督員と協議のもと、いろいろ詳細について検討したうえで重点的な部分を、実際の現場を見て検定をしてきているところであります。

そのような形で今後についても、そういう形で継続されるかなというふうに思いますが、理想とすれば確かにそれぞれ土木であろう、建築であろう専門的な資格を持っている方が任に当たるのが理想かも知れませんが、現状そういう状況にならないということについてもご理解をいただきたいと、そのように思っているところであります、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 体育館の工事でありましてけれども、最初に水処理の事からすごく大きな課題があった中であの工事が施工されたと思えます。

そういう意味からすると、その水処理含めて難しかった工事であったことは確かだと

思います。

そして結果的に検定終了後使用していて雨等で初めて、初めてというのもおかしいですけれども、大きな雨だとかそういうことに関して発症してきたといいますか発生したことでもありますから、そういう意味でこの間多くの建設屋さんも含めて、設計屋さんも含めて、いろいろな調査を今日までやってきて、改修まで来たというふうに思っています。

改修は一時期もやりましたけれども、それでもやっぱり駄目だったということも含めて、大変難しかった工事だというふうに思っております。

その中で業者また監督、監理監督しているその業者も含めて、この件について恒久的対策といいますか、最終的には屋根に幕を張る含めて、その工事をやって間違いなく水が止まってくれたという状況になっていると思います。

そういう意味で大変難しかった工事であったから、こんなふうになったとはいいたしませんけれども、今後そういうことの無いように、設計も含めてもう少しシンプルにやったほうが良かったかなと思っていますけれども、そんな工事を目指して行きたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは3点ほど質問させていただきます。

初めに43ページ、社会福祉関係扶助に要する経費の中で福祉灯油購入助成というのが30万6,000円減になっております。その理由、そしてこの助成金対象者が減になったのか、その理由ですね。1月31日付の対象世帯で助成ということが条例でありますけれども、対象世帯が何世帯であったのか、また総額ですね。その時の1リットルの価格、これの答弁をお願いしたいなと思います。また国からの補助金は総額のうちのくらいなのか、その点答弁をお願いしたいなと思います。

次に77ページですね、75ページの防災行政無線に要する経費の77ページ、備品購入費221万6,000円、受信機購入で減という補正でございますけれども、この理由ですね。そしてこの受信機の現在の設置世帯数、解ればお願いしたいなと思います。また、デジタル化の計画だと思いますが、今現在どのような状態なのか、その点お願いしたいなと思います。

それと次に93ページ、保健体育費のスポーツ振興に要する経費の中で、町スポーツ振興補助47万円が減になっています。この減になった理由また実績を、どこに補助し

たかの25年度においてどうだったか述べてもらいたいと、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 福祉灯油購入助成の減額の理由についてお答えいたします。

当初予算で240世帯を見込んでおりました、申請を呼びかけましたところ180世帯の方が申請をいたしました。

それで想定していた件数よりも少なかったという件数の減少による減額です。1リッター当たりの単価でありますけれども、その店によって違いますけれども、1リッター94円の単価というふうになっております。

世帯数につきましては、例年180世帯前後でこの何年かは経過しておりますが、少し余力を持った形で予算を見込んでいることと、灯油単価が上がることも若干想定しましたので、そんなに上がらなかったということも、今回最終的に執行残として残った額を減額させていただいたということでもあります。

国の補助ですけれども、国の補助というか道の支出金が20万円と、地方債で140万円というふうになっております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 防災行政無線家庭用受信機購入221万6,000円の減額についてご説明いたします。

当初、一般家庭用ということでデジタル受信機を10台、アナログを10台、学校用として29台、当初予算で279万6,000円を予定しておりました。

それで最終的に今減額しようとする分は、現在デジタル家庭用受信機を10台購入いたしましたして執行残が8万円になっております。

デジタルの残りの部分については学校ですけれども、霧小、霧中、霧高、散布小中を当初予定しておりましたが、小学校であれば1年生から6年生の各クラスごとの学級、クラスに設置しようという計画でおりましたが、各学校の学校長とかとその辺の打ち合わせをしました結果、授業に障害が出たら困るということで、体育館にのみ設置して欲しいということがありまして、学校については総数29台を予定しておりましたが、4個のみの設置となっております。

そのほかにアナログの受信機を10台購入する予定でしたが、製造業者が今私どもが使用している機械を生産中止している段階に入っております。

それでこの部分も実質購入ができないことになりましたので、この分の総額台数で35台、金額で221万6,000円の減となっております。設置されている世帯数については、現在全戸で2,461戸となっております。うち海岸については1,400戸となっております。

それとデジタル化の取り組みですが、27年度以降にこれらの設計費からそういった部分の取り組みをしようと考えております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） それでは93ページ保健体育総務費の負担金、町スポーツ振興補助についてご説明します。

当初予算は200万円を計上しておりましたが、実績として18団体の競技、スポーツで141万4,194円、残額が58万5,806円になるのですけれども、3月中のことも見込みまして47万円の減としております。

内訳としましては、一番多いのは霧多布中学校で主に陸上が多いのですけれども、あとはスピードスケート、野球それぞれでありますけれども、学校別で霧多布中学校が6、霧多布高等学校が5、散布中学校が2、散布小学校が2、茶内小学校が1、霧多布小学校が1、浜中小学校が1ということで、全部で18競技といたしますか、そういうことになっております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 43ページの福祉灯油の購入についての減の理由は解りました。

240世帯予算計上していましたが、180世帯ということでございますけれども、総額が答弁なかったのですけれども、180かける94円かける100リッターで総額なるかなと思いますけれども、実は近年燃油高騰で100円以上いって、2、3日前の札幌生協では98円に値下げすとなりましたけれども、1リッター100円の高騰でございます。

そういう意味で実は、国において燃油高騰対策として、3月の交付税に必要措置として講ずる方向で検討すると、このように予算委員会で答弁しました。

そこでわが町において通達がないのか、燃油高騰で浜中は100リッター、ほかの町村は値段でやっているところもあるかと思っておりますけれども、浜中町の場合は値段関係なく100リッターと決めているからいいのですけれども、もう少し国からの特別交付税で

措置されるのでしたらそれにあつた100リッター、本年度限りかもしれませんけれどもたとえば110リッターで福祉灯油の助成をできるのではないかと思いますけれども、そのへん国では答弁しましたけれども浜中町にそういう通達が無かったか、もしあつたならばそういう対策を講じてもらいたいなというふうに思うわけでございます。その辺どうなのか答弁願います。

次に77ページの防災無線の件ですけれども了解しました。それで本当にこの防災無線を、3年前の3月11日も大変防災無線によって町民が避難し、大事な事業でございます。そういう意味でこの答弁でありましたけれども、アナログが生産中止ということでございます。

ですから、山方面はまだアナログでございますけれども、生産中止してということは部品とかそういうのは供給どうなのかまた、もし壊れた場合には壊れた個所にはデジタルの受信機を設置できるのか、その辺いずれにしても一世帯には必ず一つの設置を促進していかなければならないかと思います。

また学校の29か所の予定が4つに減つたということでございますけれども、これ学校側のことでございますけれども、体育館だけでいいのですか。やはり瞬時に情報が先生、生徒に伝達、特に海岸方面は伝達すべき事業に小学校校区だけで設置しなくていいのか、その辺もっと命にかかわることでございますので、教育委員会として検討されての結果なのか、もう一度大丈夫なのか答弁お願いしたいと思います。

また、新規移住世帯ですね、どのように設置をしているのか、相手方からの申し出なのかこっちからの調査なのか、現状は今どうなのか、1日でも1時間でも早くそういう設置してない世帯に対しては設置すべきと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

次に93ページでございますけれども、今現在18団体に141万円と。47万円の減額とありますけれども、本当に僕もスポーツが大好きでありますけれども、減額するということは本当に残念なことかなというふうに思います。

ということは、やはり何らかの減額するのではなく、スポーツに関しては増額するくらい予算を講ずるべきではないかと常に言ってきましたけれども、本当に残念でなりません。47万円もということは、例えば2020年に東京オリンピックが決定されました。ですから、このスポーツの本当に促進、振興していかなければなりません。

そういう意味で、例えば総合体育館とかに2020年東京オリンピック決定なり、そ

してその横断幕を掲げて、それを見てスポーツをする方が、よし自分もこの東京オリンピック目指して頑張っていこうという、そういうことにも使えたのではないかなと思うんですよね。

ですから減額するという事態、本当に減額するのではなく、このスポーツ振興に対してどうしたら予算を満額使っていけるような、そういう新たな施策を考えて行くべき。

ですから横断幕なり学校なり、そういうところにうまく使えたんじゃないかなと、このように思う訳でございますけれども、その横断幕を見て個人も団体もそれを称えて、個人名でもいい、海外に行った野球選手とかおります。

そういった意味では横断幕をここに掲げてそして個人を称えて、団体を称えることによって、ますます力を倍増して発揮していくのではないかと僕は考えますけれども、その辺の今後考えはないか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 先ほど灯油高騰による交付税がアップされたということで、100リッターを増加する予定はないかというご質問にお答えいたします。

浜中町では金額ではなくリッター数で補助しております。100リッターというのは価格が、単価がアップしようが100リッターは必ず助成をいたしますということで事業を実施しておりますので、当面のところは単価がアップしても100リッターというリッター数は変えずに、このまま助成を続けていきたいなと思っております。

先ほど答弁漏れありました総額につきましては、今年度は169万2,000円の予定であります、以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今の43ページの福祉灯油の関係の特別交付税措置の関係でございますけれども、今のところ町に対しての通知等はございません。

ただ3月交付の需要額の中に入っているかどうか今項目がすごくありますので、今手持ち資料はございませんけれども、浜中町の場合は過疎対策事業として過疎債、この財源を過疎債に求めております。

過疎債は交付税参入も7割ありますので、特別交付税でも7割ということにはなりませんので、記憶では特別交付税措置というのは今浜中町は無いというふうに認識しております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず部品の調達の現状であります、ほとんど聞き取りにくいような部分の機械については、現状の部品を補充しなくてもだいたい調整で済んでいるのが現状であります。実際問題、特別何かのパーツを購入するというようなことは、今のところは発生しておりません。

ですが、いずれにしても製造ラインが今現在ございませませんが、浜中町の防災行政無線に対応できる業者が来年度に向けて全国規模で5,000台くらいの生産をしようと動きになっております。ですからそれらも含めて、十分検討はしていきたいと思っております。いずれにしてもアナログについては、部品の調達が不可能になると思っておりますので、それについてはデジタル化の時にしっかり考えさせてもらいたいと思っております。それと学校の屋体のみを設置となっております。実際学校で各クラスにはいかないですけれども、この辺は要望があれば十分検討させてもらいたいと思っております。

それと新規もしくは新設の部分の扱いなのですが、例えば住宅新築であれば施主さんもしくは建設会社さんも十分理解しておりまして、建設途中から早期の設置場所等の申し出が今のところはほとんど個人、設置する人からの申し込みになっております。

特別調査等は行っておりません、以上であります。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） それでは再質問に対してご説明いたします。昨年度に対して比較をしてみたいなと思っておりますのでけれども、手元に資料がないので、これについては浜中町スポーツ振興助成条例に基づいて助成しております。

目的ですけれども、本町のスポーツ振興に寄与するスポーツ団体、その他の団体及び個人であって、関係団体等を代表して出場するものに対して助成を行うということですが、その助成の対象事業ですけれども、町内のスポーツ団体または個人が次に掲げる事業、あるいは競技会に参加する場合には、予算の範囲内で浜中町教育委員会が必要と認めた額を助成するということになっております。

それでスポーツ事業で国または北海道が主催するもの、これはオリンピックも入ると思うのですが、それと次の団体が主催する競技会ということで、日本及び北海道体育協会、全国および北海道各競技団体、全国および北海道高体連それと中体連までとなっております。

今議員さんおっしゃったように、2020年までに文科省から何らかのアクションはあるかと思うのですが、今いったその横断幕等を掲げるような経費が、この条文

の中で対応できるかどうかちょっと判断できませんけれども、一応実績については今ある競技会に参加、今年はちょっと少なかったということで、例年であれば補正した経過が今まであったかどうかちょっと今わかりませんが、例年に増して担当者に聞いたら陸上関係が少なかったのではないかと状況になっているようでございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 社会福祉灯油の件はわかりました。もしそういう措置がされれば、また何らかの対策も講じてもらいたいと思います。

77ページですけれども、新規居住者は申し出とありますけれども、やはりこれは申し出でなく、今後は例えばいろいろな方法が、建設会社に要するに委託するのいろいろな方法がありますけれども、そこに建てる町内会にお願いするなり、そこに来ましたと、防災無線を何機つけてほしいとか転入転出しますから、その時に転入届けにきた時に要するに防災無線ついているのか、前いた人が付いていればついてますし、その辺の確認なりまた転出についてはその時点で1機は空くとわかりますから、そういう意味で一人の町民の漏れもなく、いち早く設置できるように今後対策を講じてもらいたいと思いますけれども、その点いかがかなと思います。

また93ページのスポーツ振興補助金でございますけれども、スポーツ振興補助金の条例は47万円は仕方ありませんけれども、要する経費の中の総額ね、その中でやはりトータル的にマイナスでなくね、ここでは79万円マイナスしてありますけれども、やはり備品購入費とかいう項目でそういう横断幕が作れます。

そういう意味で何らかのスポーツを振興することを考えて、今の振興条例ではそうかもしれないけれども、スポーツ振興するためには予算が余りましたと。

例えば今年では2020年にオリンピック決定しましたから総合体育館に横断幕を備品購入で作るとかそういうことを考えて、マイナス補正でなくプラス補正ぐらいのスポーツ振興にますます力を入れていってもらいたいなというふうに思いますが、最後その点答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 新規の方についての対応ですが、本当に漏れることのないように今言われましたが、情報とかの部分ではそういったことが十分把握できますので、今後そういったことが無いように、十分僕らのほうからそういったものの発信を

したいと思います。これについても今のところ漏れはないと思っておりますが、いずれにしてもしっかりとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 成田議員の再々質問にお答えします。一応性質別予算額でスポーツ振興ですので、スポーツ啓発のような目的別予算があればいいのですけれども、横断幕作することを目的とした場合、どういう経費が適当なのかちょっとわかりませんが、数字予算は同じような3科目になっていると思うのですが、将来的に、管内的にもそういう動きも出てくるかもしれませんけれども、今の段階ではどこに当てはめたらいいのかちょっとわかりませんが組み上げて、東京オリンピックの時もいろいろあったかとは思いますが、それにちょっと状況を見ながら教育委員会としても当然ここからオリンピック出場する選手が出れば、それはそれで考えなければなりませんけれども、そういうことでは適宜情勢を見ながら対応したいと考えておりますので、現行予算で対応できるかどうか即答はできませんけれども、そういうことではよろしくお願い致します。

○議長（波岡玄智君） 6番中山議員。

○6番（中山真一君） 何点かについて質問させていただきます。まず歳入1項町税につきまして質問させていただきます。

補正前の額当初予算に比べまして補正が1962万1000円、約2千万円の増額になっております。例えば町民税の個人の町民税につきましては24年の当初が2億2,470万8,000円、25年当初が2億3,390万6,000円。

それが2億5,013万5,000円、固定資産税もそれなりに伸びているわけですが、これは課税基準が変わってないような気がするのですが、この伸びている原因というのは何でしょうか、その点について教えていただきたいと思っております。

それから次のページの土木使用料の町営住宅使用料が60万円増えています。

昨年度の町営住宅の収納率が95.何%あったんじゃないかなと思っておりますが、それに基づいて当初予算を組んだと思っておりますが、例え60万円といいながらも増えてきているということは、収納努力のせいなのかと思っておりますが、それを入れますと収納率どのくらいの予定になるのか、教えていただければなと思っております。

18ページ、19ページ職員住宅料、財産収入の職員住宅料が逆に126万1000円減額になっております。職員住宅料が減るということは使われてないからなのかなと

思いますけれども、これの減った理由はなんなのか教えていただきたいなと思います。

その下にあります寄付金の一般寄付金19万5000円ですが、説明の時にふるさと寄付といわれた気がするのですが、ということは町外の方の寄付かなと思います。

そういう点ではどこに住んでいる方がどういう目的で寄付されたのかちょっとそのへんわかれば教えていただければなと思います。

次に、73ページの町道維持管理に要する経費の町道除雪業務委託料4,000万円の補正ですが、当初予算にプラス4,000万円ということで8,000万円になると思いますが、昨日現在の今年度の除雪費用はいくらになっているのかなということを、まずお尋ねさせていただきたいと思います。

次に77ページ災害対策に要する経費、昨年この定例会で新年度につまましていろいろとやりましたが、この工事請負費の3点ございますが津波避難道監視カメラ、その前の委託料ですね、浜中町津波避難道調査設計等委託料、役場裏の避難道それから丸山のですか、合計で2,000万円と聞いていました、ちょっと私控えていませんでしたが、これの残額が173万円ととらえますが、その中身についてもしわかる範囲であれば教えていただきたいなど。

また工事請負費カメラ設置工事1,500万円のうち500万円残していると、それから非常照明設置工事等々わかる範囲内で中身を教えていただければなと思います。以上よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） それでは歳入の11ページについてお答えいたします。

町税についての当初予算計上でありますけれども、前年度の実績をもとに新年度予算、ある程度の見込みを立てて予算計上してございます。

その後確定して、最終的に3月に確定額をしてそれぞれ減額なり追加なりをしてございます。結果的に課税標準額が確定するのがどうしても当初予算でなくて6月頃になりますので、例年こういう形でやってございます。

今回伸びている部分につまましては、課税標準の増ということになってございます、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初に町営住宅料の60万円の補正についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり町営住宅使用料、当初予算計上におきましては過去の納入実績を見ながら一定の予想率で計上させていただいております。25年度については97%で確か計上させていただいたと記憶していたところでございます。2月末現在若干の伸び率が期待されております。最終3月末を見込んで60万円ほどの予算に対する伸びが見込めるものという形で補正をさせていただいたところであります。

それと寄付金の補正の関係でございますけれども、大変申し訳ありませんけれども旭川の業者の方から10万円ずつ2件というふうに記憶してございます。また個人の方から5,000円1件というふうに記憶してございます。手持ち資料用意していませんでしたので詳しい業者名とか覚えておりませんが、旭川の業者から10万円ずつ2件と一般個人から5,000円というふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 6番議員の3点目の質問についてお答えをいたします。

補正予算書19ページの教員住宅料126万1,000円の減額につきましては、義務教育の教員、あとは高等学校の教員の住宅料の減額の補正予算であります。

内訳につきましては、当初すべての住宅に入居するというところで、義務教育、高等学校についても全ての住宅に入居するというところで予算を組んでおりますが、教員の異動に伴いまして、すべてが住宅に入居ということにはならなかったことからの減額の補正であります。

中身につきましては、義務教育小中学校の教員住宅で、当初79戸の住宅の入居を予定しておりましたけれども、実際の入居数につきましては69戸の入居になっております。高等学校につきましては14戸の住宅がありますけれども、今現在体調不良で1名の教員が休職をしておりますので、この方の住宅料の減額並びに住宅の経年劣化によつての住宅料の減額があったことからの補正で、全体で126万1,000円を減額しているということをご理解を願います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 除雪費の昨日まで、どのぐらい支出しているかということでございますけれども、6,529万6,024円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 災害に要する経費のうちの13節委託料の173万円

の減額についてご説明いたします。

これについては、予算書内容のとおり基本設計と委託料となっております。場所については霧多布避難道としまして、役場裏からゆうゆ玄関口までの1コースと、概略設計については丸山地区の避難道ということで、発注をしております。

詳細ですが、霧多布避難道については、延長で役場裏から856mとなっております。総延長では856m、避難をする幅については2.5mで有効幅員4.5mということで設計をいたしました。丸山地区の概略設計なのですが、あくまでも概略設計なものですから、実際に3ルートを設定させていただきました。

3ルートの中で一番ベストの採用と思われるコースについて、説明させていただきます。これについては丸山湖沼公園の現在避難階段が付いている部分ですけれども、あそこの入り口から、現在丸山地区の避難場所となっておりますトンネルをあがりまして、頂上付近からさらに糸魚沢林道に若干200mほど入ったポジションになるんですが、そこまでの概略設計とさせていただきました。今の概略設計でいきますと、延長で約870mとなっております。これに伴う執行残で173万円となっております。

15節工事請負費ですが、順番に説明させていただきます。津波避難道路監視カメラ設置工事については、設置場所については湿原センターの屋上にカメラを設置しまして、無線によって役場までの転送を行います。その転送されたものが最終的にはホームページにアップするという形になっております。それに伴う執行残が502万5,000円でございます。

それと非常照明灯の設置工事であります。照明灯の数は2灯でございます。設置場所については散布トンネルの頂上付近になりますが、藻散布自治会の避難場所となっておりますコンテナが設置されております。そこに1灯設置しております。それと先ほど説明いたしました、そこから約200mほど厚岸側といいますか、糸魚沢林道を200mほど経由したところに、丸山散布のコンテナが設置してあります。そこに1灯設置しております。合計2基で91万4,000円ですので、1灯当たりになりますと45万7,000円が2灯設置されておまして、執行残として8万6,000円となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 先ほどの答弁に一部誤りがありましたので、ご訂正させていただきます。

ふるさと納税寄付金につきましては旭川の業者の方から10万円1件、個人で札幌の方から10万円1件、釧路市の方から5,000円1件の3件であります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 再質問させていただきます。

町税につきまして先ほどの説明では課税対象額が増えたということで、ということは町民の所得が増えたというふうに捉えさせていただいてよろしいかなと思うのですが、固定資産税も伸びているのですが、固定資産税もそうすると新しい物件が増えているということで捉えていいのかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

それから、町営住宅の使用料見込みで60万円補正したということですが、当初予算が97%見込みということですから、これは凄いものだなど。その97%にまだまだ60万円たしていくのだなど、この努力はやはり認めるべき価値のあるものと評価するところでございますし、ぜひこういうことを続けていきたいと思いますが、今後も続けていくぞという意気込みをお知らせいただければなと思います。

それから先ほどの教員住宅の件ですが、義務教育79戸で、69戸が入っているということは10戸が入っていないと。それから高校が1戸、ということは11戸で126万円というのは大きいなという気がするのですが、当初から見て。ちょっとそこ疑問に思うのですが、10戸で120万円ということは、1万2,000円で10戸ではならないですね、もう少し教えてください。

それから町道の除雪費ですけれども、6,500万円まで昨日で行っていると、今日も出ていますけれども、町道の除雪等につきましては、まだ3月の今日で6日ですから、3月いっぱいまで見ると4,000万円の補正やむなしかなという気がします。平成20年から5,590万円、6,810万円、3,770万円、6,290万円ということで、去年初めて9,100万円台、そして尚且つ8,000万円ということで、ちょっと除雪費が伸びてきているなと思うのですが、特に今年あたりはその2年、3年前から比べてそんなに雪が多いかなという気がするのですが、やはりそこまで、特に今回の雪、一の通りの道道につきまして排雪はしていません。ところが、お陰様で霧多布市内も町道につきましてはきれいに排雪していただきました。

そういう点で見通しもよくなり、交通事故も無くなりますから大変ありがたいことですが、やはりそれだけお金をかけてやらなきゃならないのかなということを、私

は疑問に思うのですが、その辺のことにつきまして、町道の整備についての基本的な考え方も教えていただければと思います。

それからもう一件、除雪車は2人以上が基本だということになっているようですが、最近は何か一人業務で運行されているような除雪車両があるように聞こえてくるのですが、そういうことは絶対ありませんか。ちょっとそのへんのことで、町サイドで押さえていることがあれば教えていただければと思います。万が一、2人業務を1人業務で除雪業者のほうで、そういうことをやっている業者がなければいいですが、それらのことで、町側でそういうことをどこまで捉えているか、解れば教えていただきたいなと思います。

次に、77ページの災害対策に要する経費の設計費ですが、この基本調査設計委託料等につきまして、役場裏の手すりの付いた避難道路を造る、そのための委託設計料だというような説明を受けておりましたが、26年度の補正を見ましたらたいいですね、基本設計だとか何かだとか、翌年実施設計ないしはそれに基づく工事費ってつきましますよね。26年度の新年度では上に登りきったところから、ゆうゆまでの道路を500万円だということですから、この調査設計した価値があったのかどうかということをちょっと疑問に思うのですが、その辺いかに評価してますでしょうか。その辺につきまして教えてください。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） それでは町税についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり追加につきましては、当初予算で予定していた見込みよりも結果的に伸びたということでございます。固定資産税につきましても同様でございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 住宅の使用料の関係についてお答えしたいと思います。

お褒めをいただきましたけれども、24年度から契約管財係、公営住宅の担当業務をしているところでございますけれども、1名増員をしていただき専門に公営住宅の関係に携わっているところであります。

当然、公営住宅使用料の計算から管理、あるいは使用料の徴収といった業務まで行っておりまして、その結果24年度におきましては99%を超える収納率を見たところがあります。これをもとに25年度の予算につきましては、先ほど申し上げたように若干

少なくともといいますか、97%で予算を計上させていただいた結果でございます。

議員からおっしゃられたように、やはり100%が目標ではございますけれども、なかなか簡単に100%はいかないかも解りませんが、やはり基本としては100%収納を目指して職員一同がんばっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 19ページの教員住宅料126万1,000円の減額について再々質問にお答えします。

議員承知のことと思っておりますが、住宅料につきましては月額、個々の空き住宅の住宅料については、今資料無くて承知しておりませんが、仮定でお答えします。月額1万円の住宅が1戸空くことによって年間と言いますと12戸ということになります。12万円ということになりますので、そのような計算で11戸で126万1,000円の減額補正ということになっておりますので、その点をご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 除雪費の関係でございます。

昨年度は1億円近いお金がかかっております。今年も現在6,500万円と、今年に関して申しますと2月16日から5日間猛吹雪によって、この5日間でかなりの金額がかかってございます。

また、そのために霧多布市街もそうですけれども、歩道も全然通れる状態じゃないと、壁みたいになっていると、次に降る雪を寄せるところもないとそういう状況におちいったところでございます。2月の中ですので、それも歩道の確保また次の雪への確保という形で安全安心のために除雪を行った結果、これだけのお金がかかっているのが現状であります。

町道といたしましては、やはり安全安心これが一番でございますので、まずそれを一番大事に考えて道路管理者としては努めたいと考えてございます。除雪車の2人、通常キャビンに2人乗る場合がありますけれども、除雪車によっては1人乗りの除雪車がございまして。その場合は交通安全対策者という者が常について除雪に回るようになってございます。私のほうでは1人乗りの場合でも、交通安全対策者が付いていないという状況は耳に入ってございません。そういうことが万が一でもあることは許されないことだと考えてございます、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 霧多布避難道のことについて、疑問に思われるという部分ですが、もう少し細かく説明したいと思います。

今いわれましたとおり基本徒歩で歩く、徒歩で避難するということが基本となっております。まして、徒歩で歩くということは最終的には若い人からお年寄りまで避難することですので、確かに手すり等の設計も実際にしています。設計の中身もう少し順番を追って説明しますと、まず徒歩で避難するには霧多布市街の総人口の方々が一番遠くの方で約990mございます。場所的には大橋のたもとですね、それと一区のほうでいきますと、東防波堤の付け根まで行きますと約700mございます。

これらの方が、北海道が公表しました津波浸水図のとおり到達時間最大遡上高等ございますので、それらをクリアするためにどういう物が必要なのかというのが、まず調査設計の基本になっておりまして、それと合わせまして当然、冬期間の除雪ということがありますので、この延長約900mを800m程度だと思いましたが、人力で除雪するのは困難だと思いますので、除雪車が冬期間登っていけるもしくは下る勾配の部分限定しました。

そういうことを勘案した調査設計になっております。それで実際には、霧多布の人口8月現在のを使っておりますが、約1,120名程度が第1波到達時間までに避難できる部分の計算をしたところ、勾配が一番役場裏から厳しくなるのですが、15%というきつい勾配であれば、第1波到達時間を全員が徒歩で避難できるという結論があります。

これに基づきまして最終的にはどういうルートになっているかという詳細が知りたいがための現地調査でありますので、それらも含めた調査設計となっております。

最終的にはいわれましたとおり、徒歩で避難するための勾配のきついところもしくは登り切った状態ではある程度平坦になりますが、最終的には手すりや除雪等に車で入れるようなものを考えております。簡単ですが以上が設計の中身、必要性についての回答といたします。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 解ったところは再質問しませんが、教員住宅の件ですが義務教育10戸入っていないと。当初、全部入る予定が10戸入っていないと。10戸入っていない理由が何なのか、入れない理由は何なのか、入らない理由は何なのか、その人たち先生方が、家賃を取れる住宅があるにもかかわらず、入っていないということですよ

ね、家賃が取れてないということですから。その理由が何なのかお知らせいただければと思います。

それから只今の災害対策に要する経費、お聞きしましたら役場裏のこの避難道につきましては除雪車が通れる道路だと判断してよろしいですか。その辺だけ、そして手すりも付けられる道路にする、将来的にするという設計だと聞こえたのですが、それで間違いはないのか、その辺だけ確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教員住宅の減額補正の部分について、再々質問についてお答えします。一回目の答弁の中でもお答えしたと思うのですがけれども、教員につきましては、人事また共稼ぎの関係で浜中町に住居を構えるということができない異動の先生もおります。夫婦の場合は例としまして、厚岸町に奥さんが勤務して旦那さんが浜中町の場合については厚岸町から通うということも考えられますので、全てがすべて単身者、さらには全てが教員住宅に入居ということには考えられない部分がまず一点、人事の関係ですべての先生方が教員住宅に入居するという方にはならないということをご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今いわれました除雪車が通れるということですが、基本的に先ほどいいました15%という勾配については、実は一般の乗用車とか今の四輪駆動車でも登ることは不可能でございます。

ですが除雪をするということは、ゆうゆ側から霧多布の役場裏側に向かって下っていくような除雪の方法で可能と考えています。それで幅については3.5mでございますので大きな車では考えていませんけれども、それで除雪車が下ってきて除雪できるようなコースにと考えております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 3点お伺いします。49ページのへき地保育所の運営に要する経費の中で、根室市厚床へき地保育委託料ということで、1名35万円ということが説明でありました。本町では一人どれくらいかかるのか、それからこれは本町のへき地保育所に入れると、入ってもらおうということとはできないのか、まずその点を伺いたしたいと思います。

それから73ページの町道の維持管理に要する経費の除雪の関係ですけれども、これに関連して実際に16日からの吹雪、これはかなりお年寄りにとっては大変な状況だということがわかる訳ですが、このお年寄り、特にお年寄り一人の単独の世帯、この方たちの安否の確認、それはどのようにされておりますか。そういう確認は今回の吹雪の時、されているでしょうか。あるいはされているとしたら、どれぐらいの頻度でされているのか、どういう問題点があるのか、お聞きしたいと思います。

それから83ページと6ページの関係なのですが、霧中の屋内体育館ですか、これの耐震補修工事にまつわる問題ですけれども、これは繰越明許とされて頑張る地域交付金、こういう交付金が活用できるということがあって、この一般財源がこの分だけ浮くのではないか、この浮いた分がどういうところに重点的に使われていくかというのが、こういうところに使われているということが解れば教えていただきたい。

それからこの他に、頑張る地域交付金が活用されているものがあるのかどうか、この1点だけなのかどうか。それから10年度の交付金では地域の元気臨時交付金というのがありますけれども、これと違う。どこがどういうふうに違うのか、簡単に解れば教えていただきたいと思います。以上よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） へき地保育所の根室市の委託料についてお答えいたします。

はじめに浜中町のへき地保育所の一人あたりは、いくらぐらいになるかというご質問ですが、今手元に資料がないのですが、人件費を抜かしまして、へき地保育所人数にもよりますが1か所、確か50～60万円だったように記憶しています。

常設保育所からへき地保育所に入れなのかというご質問ですが、厚床保育所のお子さんが本町の保育所には入れないのですかというご質問でよかったですでしょうか。

厚床保育所に今現在入っているお子さんは、厚床保育所のほうが近いということで浜中町と根室市で委託契約の協定を交わしまして、そこに希望して入れていただいているということでございます。こちらのほうに入れないことはありませんけれども、遠いということでそういう対応をしています。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 雪が降った際の単身世帯の高齢者の安否確認についてのご質問にお答えいたします。

現在町では除雪サービスと申しまして、単身世帯の高齢者が申請した場合には除雪のサービスを建設課の協力を得ながら、あと高齢者事業団への委託により除雪のサービスは行っておりますけれども、申請をされていない方の高齢者の方々の安否確認というのは特に行っておりません、以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 霧多布中学校の耐震補強工事にかかわる交付税措置の関係でございます。

現在国では頑張る交付金ということで、普通交付税に算入しようということで来ておりますけれども、対象事業費から補助金を差し引いた残り、これを財政力に応じて40%以下ということで交付しようとしております。

仮に、それで行くと40%すべて対象となるとすれば、本町では約900万円が想定されます。それで用途につきましては、昨年度の交付金と同様、既定の普通建設事業、あるいは町単独事業、充当については特に制限されるものではありませんので、額が確定次第26年度の補正予算で対応してまいりたいと考えているところでございます。

昨年度の元気交付金とは、特に大きな違いはありませんけれども、昨年度の場合は町持ち出し分の90%ということで昨年は入ってきていますけれども、今年度は最高40%ということで、予定しております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） へき地保育所の関係で聞いたのは、一か所いくらだということではなくて、これは多分1人35万円ということではないかと思うのです。委託料として根室市に払うという形だと思うのです。この場合と比べて1人頭で考えれば、高いのか安いのかという事なのですが、やっぱり地元のへき地保育所に入るというのが順当ではないかなというふうに思うのです。

それは、やはり地域の子供ですから、そこの地域で育てていくというのが重要なことだと私は思うので、それで安いからそっちに頼むわという事ではないかと思っておりますけれども、例えば家庭の事情でその方がどうしてもいいのだということが理由であるならば、これは致し方ないと思うのですが、学校区の場合は教育委員会が認可しなければできないという事だと思うのです、そういう点で大きな縛りはないという解釈でよろしいのかどうなのか、今回、米印付いていますから新設という事になりますよね、初めてやったということじゃないかと思うのですが、そういう解釈でいいのかどうなのか、それをも

う一度お聞きしたいと思います。

それから安否確認の関係ですが、除雪サービスについては希望によって対応できますというお答えでした。安否確認は行っていないということですが、今回のような事前に猛吹雪がひどくなりますよといった場合の対応というのは、考えておかなきゃならないんじゃないかなと。たまたま今回浜中だけじゃなくて私の親戚の独居老人が、養老牛に住んでいて、それで三日三晩あそこに閉じ込められたという事で何とかならんだろうかということの電話が来ました。中標津の役場にすぐ連絡をしたら役場から行って、除雪をして対応できたという事なのですが、そういう場合にお年寄りの方というのは非常に不安がるのですよ。話を聞くと食べ物は年寄りだから何でも持っている、食べものには苦労しないと、ただし精神的な不安というのはすごくあるというふうに言っておりましたし、今回もあるお年寄りのところに行ったらそういう話もしていました。やはり事前に分かっているような吹雪の体制であれば、これは早く避難をさせるとか、あるいは何らかの手立てを講じている必要が私はあるのではないかなと思いますので、一応参考として聞いていただいて、これからの対策をぜひ練っていただきたいと思います。

それから今元気地域交付金のお話がありました。前回の地域交付金、元気交付金とは若干国の対応も大きく違うといえますか、40%と90%ではえらい違いだというふうに思いますけれども、ただ、今までは都道府県単位だったのが、今回は市町村単位で可能ですよというようなことが情報として入っているのですが、そういうことはないのですか。まったく前と同じように市町村単位じゃなくて、都道府県単位の内容になっているのかどうなのか。その点最後にお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） お答えしたいと思います。

先ほども申しあげましたように、手元に資料がないので一人当たりいくらになるかの計算は、ちょっとはっきりした金額は出せない、安いか高いかはっきりしたお答えはできません。

それと厚床のへき地保育所に通われているお子さんについては、保護者からの希望によりまして何年前だったかちょっと記憶していませんが、厚床厚陽地区のお子さんは根室市と協定を交わしまして何年間か委託している状態です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 霧多布中学校の頑張る交付金のご関係でございます。

基本的には昨年度と同様というふうに捉えております。昨年度も町の方に直接交付金という事で、26年度もそういうふうな方向だというふうに今のところ理解しております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 猛吹雪の際の高齢者の安否確認について、ご意見いただきました。浜中町には高齢者の見守りネットワークという事業がございまして、各自治会さんとか事業所さんなどのご協力をいただきながら、高齢者を見守っていこうという事業でございます。

そのような事業の中で、高齢者の見守りをしていくか、それとも町の体制としてそのような形を取っていくかという事で、今後協議をさせていただきながら、どの部分での見守りを強化していくのかということで、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 見守りネットワークはあると、稼働したことはありますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 見守りネットワークにつきましては町の関係課、例えば水道課さんでありますとか、あと自治会さんでありますとか、あとは各介護保険事業所ですね、ヘルパーさんとかで例えば、自治会さんからの連絡でありましたら、近所の認知症の疑いのある高齢者がいますので、町の方で何とか対応してサービスを使うように助言していただけないとか、あと水道課さんであれば例えば、この1ヵ月ぐらい水道を使っていないのだけれども、この家に住んでいらっしゃる方は今入院中なのか、それとも中で倒れていたとか、1ヵ月も放置はできないでしょうけれども、引っ越したのかとか、娘さんのところに行っているのかとか、老衰なのかというような事情の確認が入ったりということは、年間20～30件の問い合わせがあります。

そのようないろいろな関係機関からのご連絡によって、高齢者を地域全体で見守っていくという事業でありますので、もしご近所にそういう方がいらっしゃるという事であれば、ぜひ、地域包括支援センターというところが中心になって事業を行っておりますので、そちらにご連絡をいただければと思います、以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 数点簡単にお聞きしますので、簡単にお答えいただければと思

います。

まず45ページ野いちごですね、浜中福祉会に要する経費のまるまる執行残の理由は先ほどお聞きいたしました。ただ、当初予算で計上になった時の目的とといいますか、これは就労していただきながら資格のない方には資格の取得を目指してもらおう。有資格者の方には、さらに上級の資格を取得してもらおう目的があるんだという説明だったように記憶しております。野いちごさんのほうで募集のチラシを出した時に見てればいいんですけれども、僕見てないもので内容等把握してないので、そこら辺の資格の取得を目指していますみたいな文言みたいなものは、募集の段階で周知されていたのか。

また、資格取得に係る経費等は、この金額の中から見ると予定だったのか、野いちごのほうで見ると予定だったのか、それとも単純に個人でそれは負担してもらいますよという意味だったのかを説明いただければと思います。

それと49ページ、今の質問でもありました根室のへき地保育所ですね。確か一昨年までは通所されていた方がいたのかなと思うんです。ただ25年度新年度予算には計上がなく、今回補正で上がってきたのは例えば、途中から新規就農された方にお子さんがいて、急遽必要になったものなのか、さらに26年度の新年度予算にもこの欄は載っておりませんので、ほんの一時的なものなのかどうかという点を確認したいと思います。

それとその下児童遊具ですね。この間除幕式も終わったという事で見えてまいりました。想像以上に立派なものですごいなと思って行った時、ちょうど子供たちが4～5人遊んでいました。雪解けだったこともあって、下がぐじゃぐじゃしていますよね。その足で、本来であれば階段を上ってお尻から滑ってくるのが滑り台でしょうけれども、そこは子供のことですから逆から登って行って遊ぶのもありかなと思って見てまして、ただそうするとひどい汚れ方ですよ。

それで今後の対策として、周りに人工芝的なそんなに経費のかからないような何かがあったほうが良いのかなと思いながら見ていたので、そこら辺もちょっと聞いておきたいと思います。

それと61ページ、家畜導入資金ですね。これ当初予算1,800万円、36戸を予定とありましたが、実際は利用者が何名だったのか、執行残が1,100万円くらいありますので、思った以上に利用がなかったのかと思いますけれども、ここら辺は、なぜ利用者がなかったのか、必要がなかったのか、またこれも26年度予算も同じ1,800万円予算を見ていると思いますけれども、今後の見通しを聞いておきます。

それと77ページ災害対策に要する経費ですね。先ほど監視カメラについては湿原センターの屋上に設置するという事で伺いましたけれども、この設置時期ですね、それと同時に先ほどネット等で配信可能という事ですけども、設置と同時にそういう運用も即実施できるような内容なのかを確認しておきたいと思います、以上であります。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時29分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第1号の質疑を続けます。答弁を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 介護分野緊急雇用創出推進事業委託料についてのご質問にお答えいたします。

野いちごでの募集のチラシに、資格取得の要綱についてが謳われていたかというご質問でございますけれども、私もチラシを見ていなくて謳われていたかどうかというのは把握してございません。

それと資格取得のための費用について、誰が負担するのかということについてのお答えですけども、資格取得のための費用はご本人が負担することになります。

この委託料については、賃金についての委託料ということになります。

それと、51ページの遊具の汚れについて、人工芝などで対応できないかという質問ですけども、地盤が緩んでドロドロになってしまうということで、そのようなことを担当課も考えまして、新年度予算で原材料費を10万円ほど見込んでおります。

その中で地域と相談しながら、その泥に対しての対応について、砂を入れるのがいいのか、人工芝がいいのか、その辺を地元と協議しまして、これから対応していきたいと考えております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 根室市の厚床へき地保育所に係る保育委託料について、お答えいたします。

委託料につきましては、その年度の厚床へき地保育所管理運営経費に係る金額を1人頭で計算しましたところに1人分の金額が出ます。

それで毎年この時期、根室市から少し前に連絡が来まして、大体この金額になる見込

みですということでの連絡がありまして、3月補正で毎年対応しておりました。入所は4月からです。今年度のこの金額につきましては4月から12月分まででございます。

このお子さんについては、平成22年の7月から継続して入っております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 61ページの、産業振興資金貸付の家畜購入資金の関係になりますけれども、まず25年度の貸付の実績のほうになります。乳用牛を2戸の農場で合わせて14頭貸付しております。金額としましては、合わせて698万1,000円の貸付実績となっております。

それで今回の減額の1,101万9,000円ということになりましたが、この部分につきましては例年、予算措置上で貸付の希望とりまとめということで、11月から12月頃に農家の希望とりまとめをしたところ、平成25年度の場合につきましては、当初4戸34頭の貸付希望がありましたが、貸付申請の段階で実際に貸付を受けたいという段階で2戸、頭数にしますと20頭のところの貸付に対する取り下げがありまして、乳用牛1頭当たり50万円ということで、合わせて1,000万円分の貸付の減が生じたということになります。その分が、そのまま今回の貸付の金額の残分として減額したものであります。

これにつきましては、例年4月中に貸付委員会を開いておりまして、この分の残分につきましては追加貸付ということも検討されましたけれども、今後の25年度内の災害対応ですとか、そういったところでまず留保して置くという形で一定程度整理されておりましたが、その後、災害等での貸付も発生しなかったことによりまして、今回減額補正したというような経過になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 77ページの津波避難道路監視カメラ設置工事の時期についてと、ホームページ運用についてご説明いたします。

本工事については3月20日までの工期となっております。以降、検定等終わりました最終的なホームページの運用につきましては4月1日より運用を可能とすべく作業となっております。

その間ですが、調整がある部分がホームページアップに当たりまして、現在、企画財政課の行っておりますトマトシステムさんと、ホームページアップに係る作業を、その部分で調整をさせていただきまして、間違いなく4月1日からの運用と考えております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 2点お願いいたします。歳入の19ページ、先ほど6番議員のほうからも質問ありました一般寄付金の関係であります。

ふるさと納税関係かと思いますが、3件で札幌の方と旭川の方と釧路の方ということでありまして、前からホームページのほうにバナーを付けてくださいよといていたのですが、最近見たらそれが付いていたんですね、さすがでございます。これは最近バナーが乗ったものですから、多分そのバナーから入ってこられた方ではないかと思えます。どういうきっかけで来られたのか、例えばメールだったのか、手紙だったのか、電話だったのか、それと浜中と所縁があるのかも含めて解れば教えてください。それと町の方からは、どういうお礼を差し上げているのかも合わせてお願いしたいと思えます。

それともう1点、31ページの工事請負費、公の集会施設の改修工事であります、44万1,000円の執行残ということであります。うちの地区もいろいろ雨漏りがするんですよとか、壁紙が破れているんですよと要望をあげているんですが、要望あげていてここで執行残というのはいかがなものかと思えます。時期的にこの分を残しておいて緊急があればこれで対応して、なければ落とそうということかもわかりませんが、その辺もお知らせいただきたいと思えます、以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ふるさと納税3件の町に申し出があった訳ですけども、その経緯といいますかその関係でございますけれども、3件とも町の企画のほうに納税の申し出がございまして、町の企画の方から総務課のほうにいただくための諸手続き関係で総務の方から個人、団体のほうに連絡を差し上げております。

個人の方2名のうち、釧路の方については元浜中で仕事をしていた方でございます。退職後、釧路市にお住まいになっている方とお聞きしています。また、札幌市からの個人の方については、詳細は把握してございませんけれども、浜中町に所縁のある人と伺っております。

旭川の業者の方につきましては、25年度中に浜中町の土地を今後の商売の上で利用するために購入をされたと、これから浜中町と縁があることとなりますので、浜中町支援のために納税寄付をしたいというお話だったと理解しているところであります。

また、公の集会施設の改修工事費執行残44万1,000円の減でございますけれども

も、議員のご質問のとおり確かに余るのであれば、いろんな自治会さんの方から小額の改修等々の相談、依頼等ともありますので、有効利用という観点からすれば落とさないで、うまくそれぞれの集会施設等々の修繕に向けて欲しかったなという思いかなと理解するんですけども、予算上、工事請負費の性質上、執行残について余っているから回しますよということにはならない仕組みになっていますので、その点については、ご理解いただきたいと思ひますし、今後については、早く執行残がわかった場合には、できるだけ早めに不用額として、早い時期の議会で補正予算を組んで、さらにはそういった修繕費に回すようなことも検討していかなければならないのかなと思ひておりますので、その点についてはご理解願ひたいと思ひます。

ふるさと納税をしていただいた方には、金額にかかわらず5,000円相当の地場商品を送らせていただいております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） ふるさと納税は最近いろいろ新聞等出ておりまして、いろいろ名産品を送って5,000円相当じゃなくて相当高額なものを送って、それがかえって宣伝になって、あちこちから結構数千万円単位で集まったところもありますよという話もありますので、5,000円と限らず、どうでしょうかここで宣伝を兼ねて、浜中町の宣伝費も兼ねて、その名産を送ることもぜひ検討していただきたいと思ひます。

それからバナーの形ですけども、地図か何かだったと思ひますけれども、地図はいらないですよ。名産品をイメージするバナーのほうが入りやすいかと思ひますので、その辺、一緒に検討していただきたいと思ひます。それを最後聞いておきたいと思ひます。

それから公の施設の、改修工事の予算の性質上なかなか難しいということでもありますけれども、何か知恵があるのかなと思ひますし、新年度まち懇もありますし、又いろいろ要望も上がってきますので、その点も含めて考えていただきたいと思ひますが、その点ももう一度と答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初のふるさと納税していただいた方へのお礼の部分ですけども、議員おっしゃるように、確かに金額にこだわらず品物もそうですけれども、もう一度この辺については、いろいろ検討させていただいて、臨機応変に対応していきたいと思ひています。

また公の集会施設の工事執行残の44万1,000円減に対して有効な利用方法ないのかというご質問だというふうに理解します。

先ほど答弁させていただきましたけれども、やはりもう少し早めに執行残が出るものについては、それぞれの議会で不用額として予算を組み替えるとか、そういった方法を持って要望に応じていきたい、そのような努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ふるさと納税に関する町のホームページの関係ですが、2月28日付でバナーを貼った訳でございますけれども内容につきましては、私たち職員の手で作ったものでありまして、今後、中身につきましては、日々勉強しながらさらに検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 3点ほどお伺いしたいと思っております。

歳入、11ページ分担金の道営草地改良整備事業受益者分担金が500万円ほど減額になっておりますけれども、これはたぶん事業ができなかったのかと思っておりますけれども、この内訳についてお知らせください。

それから15ページ、民生費国庫補助金の子育て支援対策事業補助、耳慣れない補助金かなと思っておりますけれども、これは確か26年度の当初予算にも計上されていたかなと思っておりますけれども、この中身についてご説明をいただきたいと思っております。

次に歳出61ページ、先ほど1番議員さんからの質問にもありましたけれども、産業振興貸付金が大幅に減額されている内容につきましては説明で理解をしました。

しかしながら、貸付委員会等で協議した結果、災害等に備えて保留するというようなことであったという説明だったように思っておりますけれども、この資金の性質上、果たしてそういうことが良かったのかどうかというのは、いささか疑問があるのですけれども、やはり産業振興上できるだけ有効に、こういった資金というのは使われるべきなのかと、仮に災害等があった時には、何らかの補正等で対応することも可能だと思いますから、4月の時点で希望してきた人が何かの事情によって辞退されたということであれば、新たに希望者を募るということを優先すべきだったのかなと思っておりますけれども、その辺の検討が貸付委員会で決められていたのか、それともいわゆる執行者側でそういう判断をしたのか、その辺もう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 歳入の関係の11ページ、道営草地整備改良事業分担金の内訳についてになりますけれども、浜中東部地区の分担金が主な減の要因としてありますけれども、草地改良の部分で3戸の方が全体では20.01ヘクタールが草地改良の部分で事業的に減りまして、その部分として全体の事業費が1,680万円減っております。負担金につきましては25%分、420万円が減額になっております。

それからもうひとつ、浜中西部地区は草地造成で1戸の方が事業のほう減りまして、この部分で事業費的には330万円、25%の負担としますと82万5,000円、この分が減額になっております。合わせて502万5,000円の分担金の減ということになっております。

それから61ページ家畜購入資金の関係ですが、この部分につきましては、先ほども申し上げましたように、4月の貸付委員会の中で実際に4件のうちの2件が取り下げたというところで、当然この扱いについてどうするかということで貸付委員会の中で検討されました。

その結果として今後の1年間、3月までの1年間の中での災害対応のほうに、今回は留保で行くと協議決定されたものであります。

議員おっしゃられますように、災害分は発生した時にそれぞれに対応するべきということは、当初の予算で措置しきれない災害等の部分には、当然そういった形で対応していかなければならないと考えておりますが、平成25年度の貸付委員会の中では、そういう結論が示されたということでもあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 15ページの子育て支援対策事業補助124万9,000円の内容についてお答えいたします。

この補助金につきましては、平成27年から31年の5年間の子ども子育て支援計画という計画書を策定することになっておりまして、子育て支援に関するアンケート調査を25年度実施することとなっております。

このアンケート調査については、国からの補助がありますよということで当初から言われていたのですけれども、額等が確定されておりました。この度、確定の額が出ましたので、ニーズ調査に関する124万9,000円でニーズ調査を実施しました

ので、それに基づいての100%補助となっております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 道営の分担金については理解したんですけども、歳出の産業振興貸付金について、貸付委員会でそういう判断をしたということであれば、それなりに尊重しなければならないのだろうと思いますけれども、過去そういった例が、いわゆる予算付けしたけれども、それなりの留保されるような金額が出た時に、これまでもそういった貸付委員会で検討されて結論を出したという経過等があるかどうか、今日の議会の冒頭町長からの報告にもあったように、25年度については、かなり乳量も減らされているというようなことを考えますと、せっかく付けた予算ですから有効に活用されるべきだと私は思うんです。

ですから、その辺の趣旨も貸付委員会等で十分説明しながら、追加で希望する人たちらを募るということを優先するべきではないのかなと私は思いますけれども、政策的なことですから理事者の方々にどういう判断をされるか、もし考えがあればこの際伺っておきたいなと思います。

それから、歳入の子育て支援対策事業補助、27年度から31年度までの事業計画に基づいて、アンケート調査、子育てに対するニーズ調査ということをやられたということでございますけれども、具体的にいわゆる子育てされている親御さんがどのような事業をして欲しいかという、そういう内容の調査なのか、アンケート調査の内容をこの機会ですからお知らせいただければと思いますけれども、再度、その2点についてお伺いしたいと思います、以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 産業振興資金の貸付、家畜購入の関係の委員会の意見としての25年度の取扱い、そういう形になっておりますが、議員おっしゃられますように資金の有効活用という資金でありますので、このことにつきましては、また26年度も4月早々に今回の希望とりまとめを含めて、家畜貸付委員会のほうで開かせていただきますけれども、今回のそういった有効活用の部分も含めて、貸付委員会の中で審議いただくというような方向で考えたいと思います。

それから今後の部分ということでは、そういう形で取り扱っていきたいと思います。

過去のそういったケースで保留しながら、という部分につきましては、ここ何年かは記憶がないのですけれども、そういったことで、今後はそういう取り扱いも含めて、貸

付委員会のほうにも諮りながら、対応させていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ニーズ調査の内容につきましてご説明いたします。

子ども子育てのアンケートにつきましては、保育所の内容あと量的な希望ですね。量的というのはどれくらいの方が希望しているのか、それから学童保育の学年、何年生まで希望したいか、自分は希望するかどうかとか、あと妊婦健診なども含まれておりますので、妊婦健診への要望ですとか、そのほか子育て支援への自由記載での要望等を、アンケート調査でお聞きしております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点だけもう一回質問させてください。

子育て支援の関係ですけれども、ちょっと理解できなかったのですが、保育所の関係について量とかという言葉が聞こえたのですけれども、その辺もう少し詳しくお願いしたいのと、このアンケート調査の対象者というのは、今現在、子育てに携わっている親御さんと理解していいんだろうと思いますけれども、何名ぐらいで回収率がどれくらいあったのか、手元にデータがあればこの際伺っておきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 量的な、といいますのは、どのくらいの方が希望されているかということの、何人ぐらいの方が希望されているかという量のことです。

ですから自分が仕事をしているかどうか、仕事をしているとしたら保育所を希望しているかどうか、仕事をされていない方でも、例えば保育所のほかにも幼稚園を希望されているとかそういう内容。細かく一人ひとりお聞きしております、保育所を希望されている方が何人いるとか、幼稚園を希望されている方が何人いるとか、そういう具体的な数を出しているということでございます。

回収率につきましては、今手元に数字がございませんのでお答えできません。

申し訳ありません。

○議長（波岡玄智君） 新しい予算計上の中での子育て支援対策事業ということで、アンケートはやられて集計されているのですね。

ですから資料としてあると思いますので、出来ればそれらのことについて、議会のほうに提示をしていただきたいと議長からお願いします。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第2号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第2号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成25年度の決算見込みに基づく予算補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,372万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億3,099万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳出2款・保険給付費では2,103万円の減額、内訳は1項・療養諸費では、医療費等の実績見込みにより1,148万5,000円を、2項・高額療養費では702万4,000円を、4項・出産育児諸費では出産育児一時金ほかで252万1,000円を減額しております。6款・共同事業拠出金、1,222万9,000円の減額は、高額医療費共同事業医療費拠出金で664万8,000円を減額、保険財政共同安定化事業拠出金で558万1,000円を減額、7款・保健事業費

では保健衛生普及費で35万2,000円の追加、特定健診等委託料ほかで15万7,000減額。9款・諸支出金で1,428万円の追加は、平成24年度の療養給付費等負担金実績で返還金が発生したことにより追加するものであります。

一方、歳入においては、1款・国民健康保険税211万4,000円の追加は、医療給付費分ほかの現年課税分で、1月末の調定額に対する予定収納率を96.7%と見込み計上したもの。2款・国庫支出金で2,570万円の減は、1項・国庫負担金で958万円の減額、2項・国庫補助金で1,613万円の減額。3款、療養給付費等交付金772万3,000円の追加は、社会保険診療報酬支払基金からの交付額を計上。5款・道支出金155万9,000円の追加は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金の実績見込みを計上。6款・共同事業交付金で1,736万9,000円の減額は、1目・共同事業交付金で878万3,000円、2目・保険財政共同安定化事業交付金で858万6,000円を減額、いずれも国保連合会からの確定通知に基づく計上であります。8款・繰入金48万円の追加は、法定繰入分である1節、保険基盤安定繰入金軽減分で36万2,000円を減額、2節、保険基盤安定繰入金支援分で1万4,000円を減額、3節、出産育児一時金等繰入金で168万円を減額、4節、財政安定化支援事業繰入金で253万6,000円を追加するものであります。9款・繰越金185万8,000円の追加は、前年度剰余金を追加。10款・諸収入ではそれぞれ実績見込みから14万9,000円を追加しようとするものであります。

今年度の決算見込みは、療養給付費が一般被保険者の3月から12月診療分までの実績で、前年対比で539万円、1.0%の減、退職者被保険者分では627万2,000円、86.1%増で推移しております。

保険税の収納率でございますが、基幹産業であります酪農、漁業ともに経済環境は依然厳しい状況にあり、特に漁業では、太宗を占める昆布漁において、価格が若干向上しているものの、依然として非常に厳しい状況が見受けられます。こうした状況の中、納税相談や納税督促、保険証に変わる短期証や資格証の発行、広域地方税滞納整理機構などによる収納率向上対策を実施しているところですが、1月末現年課税分の収納率は89.1%、前年度比で0.1ポイントの増、滞納繰越分については16.9%で2.2ポイント下回っており、現年・滞納繰越分の合計では、前年同月より1.8ポイント上回っている状況でございます。このような現状ですが、本年度の予算確保に向け、出納閉鎖期間まで一層の収納対策に努力してまいります。

なお、本、補正予算につきましては、2月21日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号平成25年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第3号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第3号平成25年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成25年度の決算見込みに基づく予算補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万5,000円を減額し、総額を6,113万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきましては、歳出1款・総務費12万円の減額は、保険料賦課徴収事務に要する経費で、償還金利子及び割引料の過誤納還付金12万円を、今後の支出見込

みにより減額。2款・後期高齢者医療広域連合納付金50万5,000円の減額は、実績見込みによるもので事務費負担金62万2,000円と保険基盤安定分負担金12万3,000円をそれぞれで減額し保険料負担金24万円を追加しております。

一方、歳入の1款・後期高齢者医療保険料の167万6,000円の減額は、特別徴収保険料で66万5,000円、普通徴収保険料の現年度分95万3,000円と滞納繰越分5万8,000円の減額であります。2款・繰入金の63万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金12万4,000円と事務費繰入金50万8,000円を減額し収支の均衡を図り、3款・繰越金は、前年度決算剰余金168万3,000円を追加するものであります。これにより、今年度の後期高齢者医療特別会計は、ほぼ予算の範囲内で決算できる見込みでありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号平成25年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第4号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第4号平成25年度浜中町介護保険特別会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成25年度の決算見込みに基づく予算補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,249万3,000円を減額し、総額4億2,477万1,000円にしようとするものであります。

歳出では12月補正予算において4億1,216万1,000円と見込ませていただいた標準給付費が、646万6,000円減の4億569万5,000円と見込まれることへの対応と、歳入では国・道の法定負担の介護給付費負担金変更申請に伴う補正などであり、これによる歳入不足の対応として、歳出の介護保険給付費準備基金積立金の減額により収支の均衡を図ろうとするものであります。

補正の内容であります。歳出では、1款、総務費の総務管理費、一般管理費で106万2,000円を減額し、2款、保険給付費では支出見込みにより居宅介護サービス機関に対する介護報酬で129万3,000円、介護予防サービス機関に対する介護報酬で21万8,000円をそれぞれ追加し、居宅介護住宅改修費支給で140万7,000円、介護予防住宅改修費支給で73万3,000円、居宅介護福祉用具購入費支給で25万8,000円、介護予防福祉用具購入費助成で4万円、地域密着型介護サービス給付費で128万3,000円、介護保険施設に対する介護報酬で503万1,000円、居宅介護サービス計画給付費で5万8,000円、高額介護サービス費で8万円をそれぞれ減額し、審査支払手数料で2万1,000円、特定入所者介護サービス機関に対する介護報酬で89万2,000円を追加、3款、地域支援事業費では包括的支援事業費で3万4,000円を減額、4款、基金費では、介護保険給付費準備基金積立金で1,496万1,000円を減額、5款諸支出金の国庫支出金等返還金で3万円を追加しようとするものであります。

一方、歳入では、1款、介護保険料、第1号被保険者保険料ほかで121万4,000円、2款、国庫支出金では、介護給付費負担金などで483万4,000円、3款、道支出金では、介護給付費負担金などで570万2,000円、4款財産収入では介護保険準備基金利子で6,000円、5款、支払基金交付金では、介護給付費交付金で886万1,000円、6款、繰入金では一般会計繰入金で187万6,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号平成25年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第5号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第5号平成25年度浜中診療所特別会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成25年度浜中診療所特別会計の決算見込みに基づく補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億6,940,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,343万6,000円にしようとするものです。

補正の内容であります。歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の給料で4万円の追加、職員手当等で1億5,600,000円、共済費で60万円、賃金で

15万円の減、旅費で3万5,000円、需用費で15万円の追加、役務費で10万円、使用料及び賃借料で2万5,000円、負担金補助及び交付金で80万円の減は、いずれも実績見込みによるもので、公課費として消費税の未申告分200万円増額。

2項1目研究研修費の旅費で8万円を減額するものです。

2款、1項、1目医業費では、旅費で7万7,000円を減、需用費、医薬材料費で163万1,000円、委託料で80万円の減、3目給食費では需用費の賄材料費で50万円を減額しようとするものです。

一方、歳入では1款診療収入、1項、入院収入では国民健康保険、後期高齢者の診療報酬で583万3,000円を追加、社会保険、介護保険、一部負担金は診療報酬等の減収により1,042万1,000円を減額。

2項外来収入は国民健康保険、後期高齢者一部負担金その他の診療報酬で220万4,000円を減額、2款使用料及び手数料、1項、1目使用料では予防接種料で174万6,000円を減、治療用品及び薬剤用器料、その他の使用料で20万5,000円を追加、2項、1目手数料で5万9,000円の減額、6款諸収入、1項、1目雑入で14万6,000円の減額、7款、1項町債、1目総務債で10万円の減額となります。

このことにより、4款繰入金において一般会計繰入金594万3,000円のを増額補正するものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 3月末での見込でのことかと思いますが、歳入が診療報酬が8,328万円ということで前年に比べて1,600万円くらいですか、減っているのが。

それで過去5年間の推移を見ましても1億500万円、1億100万円、1億500万円、9700万円9900万円、そしてここへきて8300万円台まで落ちてきています。一方、繰入金につきましては9900万円、1億1500万円、1億700万円、1億1500万円、1億200万円、1億円前後をしていたところを、25年度では1億2300万円くらいまで膨れ上がるということで、診療報酬がないから固定費が多い診療所だからそういう点では繰入も出さざるを得なくなっていると思うんですが、この

診療収入の減っている原因はどこにあるのか、もしわかれば教えていただきたいと思
います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 質問にお答えをいたします。この度の診療報酬での部
分での減額等の部分につきましては先ほどご質問の中の冒頭のほうで質問いただい
ておりますけれども、入院患者、外来この件数が極端に落ちたというところであり
ます。

この状況によって今想定する見込みを、この1月に見込んだところこの数字の額がそ
れぞれ入院、外来、この部分での落ち込みでございます。

参考までにお話をしますと、外来の部分で行くと2月末現在で9,164名、前年度
の部分で行くと9,427名ということで、大体260名の減になるわけであります。

合わせて入院患者の部分につきましてもこの部分で3,104名が24年度では3,
950名ということで836名の減になる訳です。

この部分での収入の落ち込みが、歳入での落ち込みで大きな要因となっているところ
でございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） その診療収入の減っている原因はどこにあると思われ
ますか。

これは町民が、みな元気になって病院にかからなくなったものなのか、それとも足が
遠のいているからなのか、いろいろ理由があると思いますが診療所を預かる事務長及び
責任者である町長はどのようにお考えなのか、もしわかれば教えていただきたいと思
いますが。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 患者数減の原因ですが、一つに考えられる部分につ
いては、全体的にうちの患者数が落ちたということにはなっていますけれども、管内全
体的な国保医療部分で各管内の患者数もかなり落ち込んでおります。

ですから、うちに来る患者数全体も国保利用の部分から算定した時に、現状としては
まず昨年よりは落ちてきているという状況にあります。これも一つの要因だと思います。

合わせて多重診療の部分も複数の病院にかかる件数も少なくなりまして、専門医等
に通う部分がかかなり多くなっております。このデータも国保の部分で行くと今年特筆
でその部分の件数が多くなっていると。

ですから現状として、それらの部分を含めてかなり患者数の流動もあるのかなと思っ

ております。

私たちにりにはしっかりと、地域医療ですから患者の診察をしていく、そのことは今医師、スタッフも含めて一生懸命やっているつもりですけれども、この辺は何せ患者がどの医療機関に行くのか、それと今言った専門医という部分にはかなりの、私たちの診療機関は内科ですからできない専門的な部分、それと総合診療の病院に行くというのかなり見受けられますので、そういう形で流れているのかなと思っております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今の答弁ですと管内的にも減っていると、ほかの診療所も減っていると、だからうちの診療所も減って当たり前かなと。それと専門医にかかっているということもあるようですけれども、ちなみにとらえているかと思いますが、茶内診療所の外来者数及び診療収入等は、やはりこのくらい的大幅な25年度減があるのかどうかはしないしはそのへん、掴んでいれば教えていただきたいなど。

これ新年度予算の時にも聞こうかなと思いますが、固定費がかなりこの診療所大きいので、やはり診療報酬を上げる努力をしていかなければどんどん一般会計から繰出していかなければならなくなってきていますので、このへんどのように考えているのかも含めて、さっきの茶内のこととお聞きさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 国民健康保険の部分で調べた数字ですが、今議員おっしゃられた茶内診療所の部分と浜中診療所の部分、24年10月末現在でしか出していませんが、994名が茶内診療所で受診をしております。25年の10月では948名の患者が受診しております。

浜中診療所に至っては1440名、それが1384名という形になっております。

当然、今言われたように診療報酬はこれら入院、それと外来の部分での報酬で診療所の運営が中心となって収入を見込んで支出も合わせて、均衡を図って行っていると。

その中では大変厳しい状況にあるのかなというのが現状になっております。

これも正しく私たちのほうでは実際はそれらの部分、患者さんが来ていただける環境づくりも一生懸命やらせていただいておりますし、その中で医師もそれにかかわって対応もしっかりとやっているつもりであります。

ただこの部分については、なかなか思うようにならないのが実態でございますが、し

っかりとこのへんはまた捉えながらやっていかなければならないのかなと思っていますし、また総合病院のほうの部分でいうと、浜中の方々がたくさん見えられるということで、なんとか地域の中でもしっかりと診療していただきたいと医師のほうからも話をされております。

これもまた私たちも課題として受け止めて、その患者さんが近くの診療所に来ていただけるように、やっていこうということで思っておりますので、今後の課題として、それをしっかり捉えながらやらせてもらいますので、ご理解をしていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号平成25年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第6号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第6号平成25年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり事業費の確定などによるもので、歳出では1款総務

費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般管理に要する経費73万1,000円の減額は不足見込みと確定によるもの、2目普及促進費で、下水道設備普及促進に要する経費182万7,000円の減額は確定によるもの。2款1項下水道費、1目下水道事業費で、特定環境保全公共下水道事業に要する経費201万8,000円の減額は、不足見込みと確定によるもの及び執行残。

農業及び漁業集落排水事業に要する経費307万3,000円の減額は執行残。2目処理場管理費で、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費154万2,000円の減額は確定によるもの。3目管渠管理費で、公共下水道管渠施設の維持に要する経費15万1,000円の減額は執行残。3款1項公債費、2目利子で、地方債償還利子及び一時借入金利子75万5,000円の減額は確定によるものであります。

一方、歳入では、1款分担金及び負担金で、公共下水道事業受益者分担金149万1,000円の減額、2款使用料及び手数料で、公共下水道使用料244万4,000円の減額、3款国庫支出金で公共下水道事業補助27万3,000円の減額、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金558万9,000円の減額は、公共下水道事業分236万8,000円の減額、農業集落排水事業分218万4,000円の減額、漁業集落排水事業分133万7,000円の減額であります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ1,009万7,000円を減額し、4億1301万6,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

1番田甫議員

○1番（田甫哲朗君） 171ページのクリーンセンター管理運営費に関連して伺いたいと思います。

霧多布のクリーンセンターは、万が一津波災害等を被った場合に機能しうる状況なのか、例えば電源が回復した後には、通常の機能が出来るようになっているのかどうかの確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 津波等で電気がやられ、電気が回復した場合には機能が回復

するという形で考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員

○1番（田甫哲朗君） 電源が回復したら通常通りの機能が発揮できると、僕が心配しているのは、例えばモーターだとかいろいろな電気設備というのが多分施されているんだろうと思うんですけど、それらが要するに、どこまで水没するかわかりませんが、それらが海水につかった場合でも、大丈夫でしょうかという質問ですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 今のご質問、ちょっと難しい、多分としか言いようがございませんけれども、モーター類であれば水没した場合には錆等考えられますので、それが水没した場合には使えなくなる可能性もあるのかなと正直そう考え、想定なんですけれども全て通常通り戻るかといわれると、難しいと考えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員

○1番（田甫哲朗君） 多分防災とも関連してくる話なのかと思えますけれども、仮にそういう状況に陥ったとした場合、浜中地区含めてトイレはじめ使えない状況が発生することになりますよね、そこら辺の対応というのはやはり今後のことを考えた場合、大事なことだと思われまますがそこらへん今後の見通しというか考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） これは担当課長の答弁の範疇を超えております。だから結構です。したがって首長、町長、課題の多い質問ですけれども今できうる範囲の中でご答弁願います。町長。

○町長（松本博君） 電源の関係については上げるというのはおかしいですけど、今の施設少しでも水が付かないように上げていくと防災の視点から考えているところです。

今はやっていませんよ、今後そういうことで一番大切な電源ですからそんなことを含めて考えているところです。

水に浸かったとすれば水中ポンプで上げるということしかありませんから、その対策も含めて今後していくしかないと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号平成25年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第7号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第7号平成25年度浜中町水道事業会計補正予算第3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、決算見込みによるもので予算第3条、収益的収入及び支出では収入で、1款水道事業収益、1項営業収益、2目その他の営業収益12万8,000円を追加、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金4万5,000円の減額、2目他会計補助金58万円の減額、3目雑収益5万1,000円の追加、支出で1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費1万5,000円の減額、2目総係費25万3,000円の減額は、いずれも不足見込みと確定によるもの、3目減価償却費9万3,000円の追加、4目資産減耗費2万9,000円の追加、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費30万円の減額は、実績見込みによるものであります。これにより補正後の収益的収入及び支出の総額は、それぞれ44万6,000円を減額し、1億7,093万8,000円となります。

次に予算第4条、資本的収入及び支出では収入で、1款資本的収入、1項1目工事負担金10万円の減額、2項補助金、1目他会計補助金95万7,000円の減額、3項1目補償費24万8,000円はいずれも確定によるもの、支出で1款資本的支出、1

項建設改良費、1目メーター費72万3,000円の減額、2目配水施設費124万7,000円の減額は実績見込みと確定によるものです。

これにより補正後の資本的収入は1,503万6,000円、資本的支出は7,060万1,000円となります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は5,556万5,000円となりますので、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額4,623万円を4,556万5,000円に改めようとするものであります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は13万6,000円を減額し5,196万4,000円、予算第7条に定めた他会計からの補助金は5,785万1,000円を5,631万4,000円に、それぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第15でありますけれども、これから町長より平成26度町政執行方針の表明を受けます。

昨年もそうでありましたけれども大切な26年度にかかわる町政執行方針でありますので日時を跨ぐということは大変不遜なことであると議長としてそのように判断いたします。

したがって明日開会と同時に執行方針の表明を受けるということにさせていただいて、本日はここで閉会したいとこのように判断をいたします。

ご理解ください。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時42分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員